

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和3年11月30日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
日程第6	議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第7	議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正について
日程第8	議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第9	議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第72号 市道路線の認定について
日程第15	議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について
日程第16	議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第17	議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	議案第43号 令和2年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	議案第44号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第45号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第46号 令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第22	議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

て

日程第23 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

開会

(9時30分)

○福山議長 議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和3年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

井神慶久議員は、入院療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第63号から議案第73号までの議案11件につきましては、提案理由の説明、議案第41号から議案第47号までの決算議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決、議案第74号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、三栖慎太郎議員及び市来利恵議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○福山議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○福山議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案12件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査いたしました令和2年度決算関係議

案7件の審査報告書が、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、令和3年第3回定例会から令和3年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和3年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和3年10月15日金曜日、京都市で開催予定でありました近畿市議会議長会第2回理事会については書面での開催となり、議長が書面決議書を提出いたしました。

主な内容は、報告事項として、令和3年7月12日から令和3年10月11日までの会務報告、議案審議として、大阪支部1件及び滋賀県支部2件の支部提出議案の審議、協議事項として、今後の会議等開催予定及び令和4年度役員についてでありました。

書面による審議の結果、支部提出議案について、原案のとおり可決されました。

次に、近畿市議会議長会第10回議長研修会については、11月1日月曜日から11月15日月曜日までを視聴期間とするウェブ配信による聴講となり、アグネス・チャン氏を講師に、「みんな地球に生きる人」と題して配信されました。

次に、令和3年11月10日水曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで第225回理事会、第111回評議員会合同会議が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶、来賓挨拶に引き続き役員補欠選任が行われ、その後、報告事項として、令和3年5月26日以降の一般事務報告及び各委員会事務報告、議案審議として、部会提出議案18件の審議及び会長提出議案5件の審議、協議事項として、令和2年度本会各会計決算及び令和4年度本会一般会計予算の見通しについて協議、その他として全国市議会議長会研究フォーラムの今後の開催予定案ほか5件の報告が行われ、第225回理事会、第111回評議員会合同会議が閉会されました。

以上です。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○福山議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

今年も師走が近づいてまいりましたが、議員の皆様におかれましては、ますます

ご健勝のことと存じます。

また、本日は、皆様方にご出席をいただき、令和3年第4回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告をいたします。

ワクチン接種の状況ですが、集団接種は10月30日をもって終了し、現在、個別接種のみを実施しております。11月21日までに、4万74人が1回目の接種を終えており、そのうちの3万9,579人が2回目の接種を完了しております。接種率は、1回目が83.1%、2回目が82.1%となり、11月9日に目標の80%に到達いたしました。

今後は、国の方針に基づき、2回目の接種終了後、おおむね8か月以上経過した方を対象に、個別接種により1回の追加接種を実施いたします。接種券は、11月22日に1回目の発送を行ったところであり、順次送付してまいります。追加接種については、まずは医療従事者を対象に、12月中旬の開始を予定しております。

次に、令和4年度予算編成についてであります。

昨年から続くコロナ禍により、市税の減収など厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、基本方針を踏まえた上で、健全財政を維持しながら、予算案の作成を進めております。

主なものといたしましては、西国分にある旧東公園プール跡地を活用した防災公園の整備や、これまでに議会より要望を受けておりました紀の川左岸河川敷への高齢者用スポーツ施設の新設などを計画しております。

今年度よりスタートした第3次岩出市長期総合計画に定める各種目標を実現するため、重点施策に留意した予算編成に引き続き取り組んでまいります。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政について、ご報告いたします。

初めに、公民連携についてです。

11月1日、大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結し、相互連携と協働により、健康増進・食育・スポーツ振興のほか市民サービスの向上に関する取組を進めてまいります。

次に、市制施行15周年記念式典についてです。

記念式典は、10月26日、盛会のうちに挙行することができました。これもひとえに議員の皆様をはじめ関係者のご支援のたまものと感謝申し上げます。

次に、職員採用試験についてであります。

9月議会でもご報告申し上げましたとおり、9月19日に職員採用試験を実施しま

した。受験者は、一般事務職12名、保健師1名、保育士2名となりましたが、技師の受験者はございませんでした。面接等、二次試験を実施した後の合格内定者につきましては、既に議会に報告させていただいたとおりであります。

なお、令和3年12月5日に保健師、令和4年1月9日に技師、助産師及び身体障害者を対象とした一次試験を実施いたします。各職種において面接等の二次試験を実施し、合格内定者については、後日、議会に報告させていただきます。

次に、人権啓発についてであります。

国では、12月4日から12月10日までを人権週間と定めております。また、11月は和歌山県が提唱する同和運動推進月間であり、11月11日から12月10日までは、人権を考える強調月間でもあります。

本市では、駅前や市内スーパーにおける街頭啓発や、人権を考えるつどいなどを毎年開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は、懸垂幕・のぼり旗の掲揚、人権リーフレットの全戸配布、また、人権を考えるつどいの代替事業として、姜尚中氏による人権に関するメッセージ動画の配信及びビデオレターミニ上映会の開催など、市民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

今後も、全ての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現を基本理念とする人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、中小企業者への新型コロナ関連施策についてです。

本市においても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者は大きな打撃を受けています。国、県では、この状況に対して、様々な支援策を講じ、事業者への救済を続けております。

本市におきましても、市内の中小事業者及び個人事業主の事業継続を支え、雇用の維持を図るため、岩出市事業所応援給付金を支給いたします。給付金は、本年7月から9月までの3か月間のいずれかの月の売上高が、昨年または一昨年同時期と比較して30%以上減少している事業所及び個人事業主を対象とするもので、従業員数に応じ、15万円から60万円までを支給するものであります。申請は毎月1日から開始しており、令和4年1月31日まで受付いたします。

なお、財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を充て、予備費を充用させていただきます。

次に、令和4年成人式についてであります。

昨年度、名称を「はたちのつどい」と改め、今年度は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていることを前提に、令和4年1月10日、成人の日に挙行する予定で準備を進めています。今回の対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、671名になります。

議員各位におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご臨席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、初心者用スケートボード練習場についてであります。

四十住さくら選手の東京2020オリンピック金メダル獲得を記念して、大宮緑地総合運動公園内に整備しておりましたスケートボード練習場が間もなく完成いたします。本定例会において、スケートボード練習場運営に係る条例の改正議案を上程しておりますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日も説明申し上げました、これらの施策の推進に、積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○福山議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について～

日程第15 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第5 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件から日程第15 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定の件までの議案11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が3件、令和3年度補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定関係が1件の計11件であります。

初めに、条例案件についてご説明いたします。

議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正についてであります。大宮緑地総合運動公園内に新たにスケートボード場を設置することに伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてであります。産科医療補償制度の見直しにより、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正についてであります。庶務担当課を調査審議内容に応じたものとするため、所要の改正をするものであります。

次に、令和3年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算の総額に7億6,885万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を183億5,587万8,000円とするほか、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、寄附金、特別会計繰入金、前年度繰越金、市債などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、各特別会計への繰出金、情報推進費・児童手当費におけるシステム改修委託料、前年度の精算に伴う返還金、障害者総合支援給付費における扶助費、児童福祉施設分担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料、下水道事業会計出資金、繰上償還に伴う公債費などについて補正するものであります。

続いて、議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に5,696万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億9,284万2,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

続いて、議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に4,939万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を35億7,041万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国県支出金のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金について、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、前年度介護給付費負担金などの精算に伴う返還金、一般会計繰出金、介護給付費準備基金

積立金について補正するものであります。

続いて、議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に3,278万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を9億9,957万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定に伴う一般会計繰入金及び前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について補正するものであります。

続いて、議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から109万4,000円を減額し、補正後の予定額を9億896万3,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等による人件費について補正するものであります。

続いて、議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から27万4,000円を減額し、補正後の予定額を9億3,973万8,000円とし、既決の資本的収入の予定額から64万1,000円を減額し、補正後の予定額を21億6,394万円とし、既決の資本的支出の予定額から36万7,000円を減額し、補正後の予定額を25億7,078万6,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事院勧告等による人件費について補正するものであります。

以上が、令和3年度の補正予算案件であります。

次に、議案第72号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路1路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定についてであります。岩出市火葬場における住民サービスの向上と管理コストの縮減を目的とし、指定管理者による管理を引き続き行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○福山議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第22 議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○福山議長 日程第16 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認の件から日程第22 議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

なお、決算審査特別委員会委員長の井神慶久議員は、本日の会議を欠席されておりますので、委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会副委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月6日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、令和2年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月14日火曜日、本会議終了後、令和2年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月11日月曜日、総務部門、議会部門、12日火曜日、建設部門、13日水曜日、厚生部門、14日木曜日、文教部門を実施いたしました。

決算関係書類の歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、令和2年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第44号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第46号 令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第41号 議案第42号及び議案第44号の3議案は、賛成者多数により認定、議案第46号は、賛成者多数により可決及び認定いたしました。

議案第43号 令和2年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第45号

令和2年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定、以上3議案については、全会一致で認定いたしました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第43号 令和2年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第45号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件、以上、議案3件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案3件に対する討論を終結いたします。

議案第43号、議案第45号及び議案第47号の議案3件を一括して採決いたします。

この議案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第45号及び議案第47号の議案3件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和2年度一般会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。

令和2年度においては、新型コロナの感染拡大が全国的に大きく広がる中、岩出市民の暮らし応援の各種施策、経済対策をはじめ岩出市民の命と暮らしを守る市政

運営が求められるものでした。この間、自公政権の下、年金や医療、介護など、社会保障制度が次々に切り下げられてきています。一握りの大企業のもうけを優先する政治、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中、働き方改革と称し、さらなる労働強化すら行われてきています。

アベノミクスによる経済効果は成果も伴わず、さらに貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業をはじめとした労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが将来にわたって希望すら見いだせない不安や危機に見舞われている状況です。

このような中で、新型コロナの感染拡大が市民生活に大きな影響を与えました。地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るために、どう対応してきたのが問われています。

令和2年度における特徴は、新型コロナに対応した補正予算対応も行われました。しかし、1億3,500万円も有効活用されず、他の自治体が次々と市民施策を打ち出す中で、岩出市民からは、なぜ市民施策を打ち出さないのかという怨嗟の声が数多く寄せられてきています。

水道代の半年間免除、プレミアム商品券施策はありましたが、市民からは岩出市政への多くの不満の声がありました。基金への積立てにおいては、財政調整基金に5億8,215万円も基金に積み上げられてきています。実質収支は5億181万円であり、このことから不況に陥っている市民に対して、有効活用できる財源があることを裏づけています。

行政執行の市政面では、税回収においては強制取立てを行う税回収機構への移管を行い、低所得者が数多く加入する国民健康保険税などの依頼もありました。

子供医療費においては、和歌山県下でも子育て世代の支援策として、保護者負担のない無料化年齢の拡大施策が進む中で、岩出市は、県下で唯一、保護者負担を押しつけてきています。保護者負担をしなければ親が子供に注意を払わないという市の認識を改め、完全無料化施策が求められています。

高齢者、障害者だけでなく、市民が買物や病院への移動手段として役立つ乗合タクシーなど、新たな移動手段構築の調査や研究、検討は見えていません。福祉タクシー券制度では、次年度から発行枚数増を図るとしてはいますが、障害者の社会参加の促進を図る上でもガソリン券など、利用しやすい制度への改善は、2年度においても行われていません。

また、農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では和歌山大学にも協力をいただいています。岩出市をアピールする取組や

観光行政推進を積極的に他市に学び、調査研究する必要性や市独自の新たな施策も求められていると考えます。

経済不況克服、中小企業支援では、利子補給に対する補助や商品券における支援はされていますが、直接市内の中小業者の懐を暖めて、仕事の確保や市民生活向上につながる制度の導入も取り入れられていません。不況に苦しむ中小業者の生活を守り育てるという視点が弱い点もあると考えます。

クリーンセンターの維持管理では、今年度、新たに1億4,000万円もの補修や改善費用が積み上げられて、管理業務委託料が6億7,000万円にもなり、財政的圧迫を生じています。ごみの減量化面では、有料化すれば市民はごみを減らすという考えの下、その後におけるごみ減量目標に対する有効的の手だてと改善対応策面でも大幅な進展は見られず、減量目標にどう近づけていくのか、さらなる解決の糸口の追及が求められていると考えます。

職員体制では、新型コロナ禍においても、人口3万人当時とほとんど変わらない職員体制であり、休職した職員の補充体制も脆弱であり、保健福祉センターをはじめ各現場の業務体制では、年間行事における職務量の増大を含めて、市民の安全や健康に答え切れない職員体制の状況ではないかとも考えます。

住民要望が山積みしている中で、住民生活向上のための積極的な基金の有効活用や起債の有効活用、市民生活支援の施策などの点において理解を得られないと考えますので、令和2年度一般会計決算には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

決算書によりますと、令和2年度の収支の状況は黒字となっております。規模については、前年度と比較して、歳入歳出ともに大幅に増加していますが、主な要因は、年度当初から続く新型コロナウイルス感染症に対応する事業によるものです。

私なりに、令和2年度一般会計歳入歳出決算の状況を申し上げますと、まず歳入では、コロナ禍における令和2年度中の市の収入に対する影響は限定的でありましたが、依然として厳しい状況にある中、市では収入の中心である市税について、徴収率の向上に取り組み、成果を上げられており、昨年度よりも増加しております。

また、国県支出金など、補助金の活用を図ることはもとより、不足する財源は有利な起債を必要最低限利用するなど、後年度負担を考えた運用に努められておりま

す。

次に歳出では、新型コロナウイルス感染症に対応する事業により、昨年度よりも増加しておりますが、執行に関しては、引き続き効果や緊急性、必要性を基に着実に事業を進められております。

各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、災害に対する防災事業、教育環境改善のための諸施策、観光促進事業など、行政需要に的確に対応し、効率的な運用が見受けられます。

なお、基金においては活用しつつも、将来の負担に備えるためなど、増となっておりますが、今後、少子化、高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、岩出市においても労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大など、厳しい財政状況に置かれるであろうことを認識する必要があります。

基金を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとのご指摘もごさいます。しかしながら、将来を見据えた財政規律の堅持が重要であることは言うまでもありません。

市債残高を着実に減らしながら、市民ニーズへの対応や将来世代に対する投資を実現していくことが、岩出市の将来に向けた重要で大切な取組であると私は考えております。

以上述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第41号に対する討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり認定されました。

議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

国保会計においては、この間、都道府県化の開始が行われました。市町村が一般会計から国保会計へ繰入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、保険料に転嫁をさせることが最大の狙いです。国保の都道府県化はスタートしましたが、地方自治を規定した憲法の下で、市町村独自の公費繰入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明でした。

高過ぎる国保税において、一般会計から繰入れを行い、国保税引下げへの努力を行う対応もできたはずです。まず第一に、努力面が問われているものと考えます。これ以外にも、以下の理由をもって反対といたします。

医療費の高騰化につながる資格証明書、短期保険証の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は、令和2年度も変わっていません。当局が早期発見、早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のために病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、脳ドック検査枠は年々増やされてはきているものの、定員をはかるに超える申込みがありながら、補正予算も組まない姿勢は、申請者の要望に応えない対応も続けられてきています。

医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくためのデータベース計画が進められていますが、新型コロナ禍というこれまでにない状況下で、令和2年度では大変な状況が続いた中で、医療費総額を抑える取組、国保会計改善に向けた職員の体制等の検証が求められていると考えます。

そもそも地方自治体における財政運営の厳しさの要因としては、長引く不況の影響で収入減による国民健康保険税への収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因としては、国庫負担率が、1984年に45%から38.5%に引き下げられてきたことです。この点からは、国に対して負担率を戻すように強く働きかけが必要なものですが、国への働きかけの面では、市長会を通じてという視点があります。

徴収体制では、所得や家計状況の実態を試みない数十万円の一括返済を求める事例があるなど、滞納の返済については、親身な対応への改善も求められています。

これまで一般会計からお金を借りているとの理由で、一般会計へ繰り戻していた対応は、本来の基金へ積立てを行う対応面では、令和2年度も改善が見られますが、

国保会計を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策などは利用者に理解が得られないものと考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

国保の広域化は平成30年度に開始され、持続可能な医療保険制度を構築するための改革も3年目となります。この間、安定した事業運営に取り組まれています。歳入では、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う国保税の減免を実施した一方で、国保税の現年度分、滞納繰越分ともに収納率が向上しており、財源確保に努められていることが見受けられます。歳出では、国民健康保険事業費納付金が増加していますが、保険給付費は減少しており、全体で1億円を上回る減額となっています。

また、広域化の前には、微々たる額であった国保事業運営基金も、令和2年度末には1億5,000万を超える規模に拡大し、国保事業の充実に寄与しているとともに、財政基盤の強化に取り組まれています。

さらに、保健事業では、人間ドックの実施や脳ドックの定員拡大、また、コロナ禍で集団健診が中止となる中、まちかど健診の導入など、住民ニーズに対応し、取り組まれています。

以上のことから、被保険者の健康の保持増進の安定的な事業運営に努められていると考えますので、本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり認定されました。

議案第44号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に

対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度として、保険料アップが繰り返されることが続けられてきており、弊害と矛盾が深刻になってきています。長生きをする生活を脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。75歳以上の人口が増えれば増えるほど、保険料アップにつながる仕組みの制度になっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。

年金から天引きされる保険料の重さが、暮らしを圧迫していることは明らかです。年金の天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻化してきています。滞納者は、毎年20万人以上になってきており、滞納が続き、有効期限が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安心して暮らす上でも医療にかかれなくなる事態は問題です。

高齢者の年金は減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加しています。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、貧困や格差が広がってきています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう体制を整えることこそ必要です。

この後期高齢者医療制度の廃止を求める立場として、国に制度の廃止の働きかけを求めることを表明し、後期高齢者医療特別会計には反対といたします。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸副議長。

- 田中副議長 議案第44号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療は、主に75歳以上の高齢者を被保険者とし、疾病等に対し必要な給付を行う制度であり、高齢者福祉の増進に寄与しています。令和2年度決算の状況については、歳入総額が9億7,389万7,268円、歳出総額が9億5,881万9,968円となり、歳入歳出差引額は1,507万7,300円の黒字となっています。

歳入では、保険料について、滞納の初期段階から電話や臨戸訪問、納付相談など、きめ細かく実施していると聞いており、高い収納率を維持されています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分を占めますが、保健事業における人間ドックの実施など、適切に執行されています。

よって、本議案について適正に運営されていると考えますので、賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第44号に対する討論を終結いたします。

議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

議案第46号 令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和2年度の水道事業会計の反対討論を行います。

2年度実績は、給水人口5万3,869人、給水戸数では2万3,791戸の状況となっています。給水人口で137人増、給水戸数は338戸増であり、令和2年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態が表れていると考えます。

監査委員の審査意見でも、この間の岩出市の経営状況については安定した経営状況で推移してきている。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望すると、毎年、意見がなされてきています。

基本水量20立方メートルまで使用していない家庭は、平成28年度時点では3,800戸でしたが、令和2年度では4,200戸を超える状況となっており、17%以上の戸数の方が20立方メートル以下となってきました。市民からも改善要望も届けられており、この点からは、水道料金における使用量区分の見直しなどが求められると考えます。

内部留保金は以前より減少したものの、25億円まで膨らんでおり、監査委員も指摘しているように、市民生活向上への施策が求められていますが、令和2年度も低所得者や基本水量に満たない市民に対しての改善策は見えません。

新型コロナ禍における経済支援策として、半年間の臨時的軽減施策はありましたが、臨時的施策ではなく、恒常施策としての改善施策こそ必要と考えます。

また、職員体制は一般会計でも指摘をしましたが、職員体制の改善や強化も見られません。市民の命の水を預かる体制面では、十分に対応できない点が続けられてきていると考えます。

よって、令和2年度水道会計の決算については、反対いたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、地方公営企業の経営の基本原則であります健全経営の維持を図りつつ、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉を増進するという役目を担い、長年、水道料金の値上げをせず運営されております。

令和2年度の決算において、収益的収支では2億2,651万1,721円の黒字でありませんが、資本的収支では4億2,952万3,822円の赤字になっております。このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活や経済活動を支援するため、一般会計から財源として繰入れ、水道基本料金の減免を6か月にわたって実施するとともに、アセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、収納率の向上により自主財源の確保や有収率の向上に取り組み、健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

また、令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、安全な飲料水を安定して供給するための水道施設の改築更新等、持続的な事業運営に剰余金の積立てが必要であると考えます。

以上のことから、私は本決算を認定することに賛成いたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○福山議長 日程第23 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明をいたします。

現委員であります西永弘昭氏が、令和3年12月26日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

西永弘昭氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第74号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第74号に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第74号に対する討論を終結いたします。

議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月6日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月6日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時35分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 1 2 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和3年12月6日

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第72号 市道路線の認定について |
| 日程第12 | 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

井神慶久議員は、入院療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第63号から議案第73号までの議案11件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第5号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に議員から提出のありました議案は、配付のとおり、発議1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について～

日程第12 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第2 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件から日程第12 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定の件までの議案11件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、田中宏幸副議長、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

田中宏幸副議長、議案第63号の質疑をお願いいたします。

○田中副議長 皆さん、おはようございます。ネット岩出の田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。

議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

前回9月議会において、12月の完成まで、スケートボード場を円滑に運営していくためのルールづくりを検討するとおっしゃっていましたが、その検討結果はどうだったのか、お聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 田中議員のご質疑にお答えいたします。

利用料金につきましては、条例改正案でお示ししたとおり無料といたしました。この理由についてですが、まずスケートボード練習場を設置した理由につきましては、四十住さくら選手が東京オリンピックで金メダルを獲得した記念ということと、もう一つは、近年、スケートボードに親しむ子供たちが、市内のいろんなところで滑走しており、近隣の方々に迷惑をかけているということがあるとの話も聞いてございますので、そういったことの解消のために設置するということも理由の1つでございます。そういうことから、料金を課すというよりも無料にしてご利用いただくということでございます。

利用時間、利用者数は2時間で20名までを最大利用人数といたします。利用者の手続としましては、他のスポーツ施設同様、使用許可申請書で申請していただき、許可するという手続になります。

また、利用者の安全・安心を前提として、禁止事項及び注意事項を定めてございます。禁止事項では、飲酒及び酒気を帯びての利用、火気の使用、許可を得ていない機材等の持込み、犬・猫などのペットを連れての利用、練習場以外の場所、例えば、駐車場とかそういったところでの滑走など、また注意事項としましては、利用者は自分の体を守るための保護具、これはヘルメット等でございますが、これらを着用、それから、小学校低学年以下には保護者の見守り、ごみなどは各自持ち帰り、こういったことを利用に際する注意点としてございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 このスケートボードの練習場のオープンというのは、本当にスケートボードをする方にとっては大変ありがたいことだと思いますが、オープンはいつを考えているのか、そしてまた、市民へのPRというのかな、そういうのは周知方法というのかな、それはどうなのか教えてください。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 再質疑にお答えいたします。

オープンの日につきましては、令和4年の1月の8日の土曜日を考えてございます。また、市民の皆様への周知につきましては、市ウェブサイト、配信メール等により周知してまいります。小中学生については、各学校でのチラシの配布を考えてございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 この練習場のオープンに当たって、式典とかそういうことは考えておられるんですか、教えてください。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 再々質疑にお答えいたします。

オープンの式典については、特に考えておりませんが、岩出市スケートボード協会の皆様にご協力をお願いして、滑り初めというのを行いたいと考えております。

○福山議長 続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）について、2点質疑をさせていただきます。

まず最初に、6款1項1目12節のふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料について、お聞きします。

当初予定を大きく上回る寄附金があったことに伴う増額との説明がありましたが、その内容についてお聞かせください。

2つ目として、9款4項3目図書館費についてですが、吉村奨学会からの寄附金200万円を社会教育費寄附金で受け入れ、図書館費に財源充当しておられます。子ども文庫を立ち上げるとの説明がありましたが、子ども文庫の具体的な内容をお教えてください。また、歳出に説明が載っていないのですが、どのような予算措置をしているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業について、お答えします。

返礼事業委託料につきまして、当初、寄附金額見込額500万円に対する返礼事業委託料250万円を計上していましたが、当初想定を上回ったため、返礼品対象となる寄附見込額を1,000万円、これに対する返礼事業委託料を500万円に修正し、当初予算との差額250万円を増額補正するものです。詳細につきましては、特定の比較的高額な返礼品について、繰り返し寄附をいただける方があったために、想定を上回ったものでございます。

○福山議長 図書館次長。

○湯葉岩出図書館次長 田中議員の2つ目のご質疑、図書館費についてお答えいたします。

寄附を頂いた吉村奨学会様の意向を受けて、岩出市内の子供さんの読書や学習に寄与するため、吉村こども文庫を設置する予定でございます。こども文庫の具体的な内容についてでございますが、岩出図書館の児童書架に書棚を1台増設し、おおむね18歳までの子供を対象としたベストセラーや人気作家の絵本、児童書、参考図書を購入し、増設した書棚に設置いたします。冊数は約900冊購入予定でございます。文庫の名称は、吉村奨学会様の法人名の一部を取って、吉村こども文庫といたします。開設は、特別整理期間明けの来年2月18日を予定しております。

歳出の予算措置についてでございますが、今回の補正で、頂いた寄附金は歳入で受け入れ、歳出の9款4項3目図書館費に充当し、一般財源からその他の財源に財源振替を行います。当初予算で計上している17節備品購入費の図書等購入費から吉村こども文庫に設置する図書を200万円分購入いたします。

以上でございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 まず1つ目のふるさと返礼事業の分ですが、ただいまの回答について、もし差し支えがなければ、その範囲内で詳しく教えていただけますか。

そして、2番目の図書館費についてですが、図書館を利用する岩出市の子供たちにとって、吉村奨学会のご寄附は大変ありがたいことでございますが、個人名や団体名を、何と云うのかな、冠にした文庫というのは、ほかの自治体でも事例があるのですか、教えてください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 田中議員の再質疑にお答えします。

特定のということに対しての詳細でございますが、中国地方にお住まいの方でございます。病院経営をなされている方なんです、その方とご家族の方が繰り返しご利用いただいているためでございます。返礼品としては、県内の共通返礼品となっています熊野牛の特選ヒレ肉を返礼品として選んでいただいているところでございます。

○福山議長 図書館次長。

○湯葉岩出図書館次長 田中議員の再質疑にお答えいたします。

個人名や団体名を冠にした文庫の事例は、全国に多くございます。ちなみに県内では、県立図書館と本市以外の市立図書館8館のうち6館にございます。形態としては、文庫専用の書棚を設置している図書館もあれば、シールや印判で図書に文庫名を入れるのみの図書館もございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 1つ目の質疑ですが、返礼品の中で一番人気のあるというのは何でしょうか。

それから2つ目の質疑ですが、子供たちにしっかり利用していただくことを思えば、やはりPRが大変必要になってくると思うんですが、どのような形で周知方法されるのか、お聞きします。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えいたします。

返礼品の中で一番人気のあるものということでございます。件数で言えば、みかん蜜を選ばれる方が多いです。金額で言えば、先ほど申し上げました熊野牛のヒレ肉ということになります。

○福山議長 図書館次長。

○湯葉岩出図書館次長 田中議員、再々質疑のPRについてお答えいたします。

市広報、岩出図書館ウェブサイト、チラシ、図書館イベントなどでのPRを行ってまいります。特に、対象年齢の子供たちに周知したいので、学校や保育所等を通じ、チラシを配布する予定でございます。

○福山議長 これで、ネット岩出、田中宏幸副議長の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第64号の質疑をお願いいたします。

- 玉田議員 おはようございます。それでは、議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、質疑を行いたいと思います。

まず初めに、産科医療補償制度の見直しによる政令の改正に伴う一部改正とのことでありますが、産科医療補償制度がどのように見直しされたのか、お聞かせください。

- 福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

- 井辺保険年金課長 玉田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の産科医療補償制度の見直しによる政令の改正に伴う一部改正とのことであるが、産科医療補償制度がどのように見直されたのかについてであります。産科医療補償制度は、出産に関連して発症した重度脳性麻痺の子供と家族の経済的負担の補償などを目的としております。令和4年1月1日以降の出産において、産科医療機関が負担する掛金が、1分娩当たり1万6,000円から1万2,000円に引き下げられる反面、出産育児一時金の支給額については、少子化対策としての重要性を鑑み、40万4,000円から40万8,000円に引き上げられます。

- 福山議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 ご答弁いただきました。

出産育児一時金の支給総額自体は、どのように変更となるのか、お聞かせ願えますか。

- 福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

- 井辺保険年金課長 産科医療補償制度の掛金及び出産育児一時金については、制度見直しの前後で、個々には金額変更となりますが、出産育児一時金の支給総額で見ますと、従前のおり42万円のまま維持されることとなります。

- 福山議長 再々質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 それでは、出産した被保険者から見た場合、今回の改正内容は本人にどのような影響が生じるのか、お聞かせ願えますか。

- 福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 今回の制度見直しにより、少子化対策の観点から、産科医療補償制度の掛金の引き下げ分と同額を出産育児一時金として本人給付分に充てられることから、出産した被保険者にとりましては、出産育児一時金が4,000円の増額となるため、本人の給付引上げにつながる改正内容となります。

○福山議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正についてであります。まず1番目に、第4条で第2条に規定する所掌事務が終了した日までとするとありますが、どれぐらいの期間を想定しているのか、お聞かせください。

2点目に、生活福祉部子ども・健康課を保健衛生事業担当課に改めるとあり、提案理由には、庶務担当課を調整審議内容に応じたものとするためとありますが、具体的にはどのような調整審議内容になるのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 玉田議員のご質疑の1点目、委員の任期についてどれぐらいの期間を想定しているのかについては、1つの事案については、調査会1回の開催で全ての所掌事務が終了する場合は、1か月から2か月程度を想定しております。事案によっては、調査会の開催が複数回必要な場合もございますので、その場合の任期については、長期間を想定しております。

次に、ご質疑の2点目、庶務担当課の具体的な審議内容については、健康増進法に基づく基本健診、がん検診、健康教育等の事業及び予防接種法に基づく成人の予防接種で発生した健康被害については、保険年金課が庶務担当課となり、母子保健法に基づく乳幼児健診、健康相談、発達相談等及び予防接種法に基づく18歳までの子供の予防接種で発生した健康被害については、子ども・健康課が庶務担当課として本調査会を開催いたします。

○福山議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 それでは、委員の構成はどのようになっているのか、また、これまで実際にどういった健康被害について、この調査会で調査を行ってきたのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 玉田議員の再質疑の1点目、調査会の委員構成については、那賀医師会に所属する医師2名、岩出保健所の職員1名、市の職員2名の合計5名になります。

2点目のこれまでに本調査会で取り上げた事例については、本年度に新型コロナウイルスワクチン接種の副反応に関する事例が1例ございました。国の予防接種健康被害救済制度の申請に当たり、本調査会において調査審議を行う必要があり開催したものです。それ以外に、本条例に基づく調査会については開催しておりません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 新型コロナウイルスワクチン予防接種における副反応に関して、本年度、調査会を開催したとのことでしたが、迅速に対応してこれたのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 玉田議員の再々質疑にお答えします。

市として、本調査会の開催が初めてで、医師及び関係者への聞き取り等に多少時間を要しましたが、現在、本調査会の調査報告書について、国の予防接種救済制度に基づく医療費請求とともに、和歌山県へ令和3年10月27日に進達しているところで、市として迅速に対応できたと考えております。

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第63号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第63号については、先ほど田中議員のほうから詳細な説明もいただきまして、もう質疑をする必要がないと感じています。この63号については、通告の取消しというんですかね、取下げさせていただきたいと思います。

○福山議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 第65号について、3点質疑をさせていただきたいと思います。

第4条で、各委員さんの任期、これは所掌事務終了までとしているんですが、この現委員の任期というんですかね、これはいつまでになるのかということをお聞きをしたいと思います。

それと、今後新たに所掌事務というのが生じた場合、この場合の委員の選任というのは、どのように行っていくんでしょうか。

それと3点目に、このような事例があれば、迅速な調査対応というものが求められるんですが、事故調査を行うまでに空白という、こういう期間は生じないのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 増田議員ご質疑の1点目、現委員の任期については、令和5年9月1日までです。

次にご質疑の2点目、委員の選任方法ですが、本条例第3条に規定している委員構成については、先ほど玉田議員のご質疑でお答えしたとおり、那賀医師会に所属する医師2名、岩出保健所の職員1名、市職員の2名の計5名となっています。那賀医師会に所属する医師2名及び岩出保健所の職員1名については、それぞれ那賀医師会、岩出保健所からの推薦により委嘱いたします。市の職員2人については、市長が適任者を任命いたします。

ご質疑の3点目、事故調査を行うまでに空白期間が生じないかについてですが、調査会の開催に当たっては、委員の選任及び関係者からの聞き取りなどが必要になりますので、健康被害が発生してから多少の期間は必要になりますが、できる限り迅速に対応してまいります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、新たに所掌事務ですね、その場合は推薦がされるということでした。今回、保健衛生事故調査会という、この部分の事務というんですかね、これは今回初めてというような感じだと思うんですが、今後、この条例において、所掌事務というんですかね、それを行うような事故というのは、どういうものを想定されているのか、どういうものが該当するのか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 増田議員の再質疑にお答えします。

どのような事業を想定しているのかにつきましては、先ほど玉田議員のご質疑にもお答えしたんですが、健康増進法に基づく基本健診、がん検診、健康教育等の成

人の予防事業、それと母子保健法に基づく乳幼児健診、健康相談、発達相談等の事業及び予防接種法に基づく、今回のワクチン接種のような予防接種での健康被害を想定しております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、いろんなお話をされたんですが、これまで、今お話をされたいろんな部分の中で、岩出町の時代も含めてそうなんですが、岩出市として、これまでこのようなことを検討するような、そういう事例みたいなものは、これまでは1つもなかったんでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

各事業について、具体的な事故は各それぞれあって調査はしておりますが、この調査会を開催して事故の検証をした事例はございません。

○福山議長 続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計の補正については、6点お伺いをしたいと思います。

先ほども、1点目の寄附金という部分については、若干お話あったんですが、この寄附金ですね、寄附金の扱いについてどうするのかということをお聞きしたいと思うんです。総務に760万、教育に200万という寄附がされているんですが、この寄附金の活用方法という点について、お聞きをしたいと思います。先ほど、教育のほうでは子ども文庫という、そういうお話もあったんですが、改めてその活用方法について、お聞きをしたいと思います。

2点目は、情報推進室のシステム改修というものがあるんですが、このシステム改修でどのような改善が図れるのかという点、お聞きをしたいと思います。

3点目に、障害者総合支援給付費、ここにおいてかなりの額が増額されるんですが、この給付費の増額理由について、お聞きをしたいと思います。

それと4点目に、新型コロナワクチン接種体制の確保事業の委託料1億1,000万円余り出ているんですが、この接種確保事業の内容という点をお聞きしたいと思います。

5点目に、これも若干、先ほどとかぶる部分もあるんですが、ふるさと岩出市応援寄附金の返礼事業と、寄附金者の見込み件数というんですかね、その点と、今後、

市として寄附金者を増やしていく、こういう取組について、市としてはどのように考えておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと最後に、長期債の元金償還金というものも計上されているんですが、今回の償還によって負担軽減額、どれぐらいの部分が軽減されるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑の1点目の一部と6点目について回答させていただきます。

まず、ご質疑1点目、総務費寄附金760万についてお答えいたします。

今回の補正で増額計上している寄附金は、ふるさと岩出市応援寄附金でございます。寄附時に希望する使い道を、住んでよかったと思えるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり、笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくり、特に事業を指定しないの5つから選択して寄附いただいておりますので、選択された項目に該当する施策実施のための一般財源として活用しております。

次に、ご質疑の6点目についてお答えいたします。

今回実施する繰上償還につきましては、平成19年度借入債13件、金額にして1,401万4,000円、及び平成20年度借入債2件、9,782万8,000円を予定しております。こちらの償還による利子負担軽減額は207万円でございます。

以上です。

○福山議長 図書館次長。

○湯葉岩出図書館次長 増田議員の1点目のご質疑にお答えいたします。

教育の200万円の寄附金の活用についてでございますが、田中議員のご質疑に対する答弁のとおりでございます。寄附を頂いた吉村奨学会様の意向を受けて、岩出市内の子供さんの読書や学習に寄与するため、吉村こども文庫の図書購入費として活用させていただきます。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 ご質疑の2点目、情報推進室のシステム改修でどのような改善が図られるのかについてでございます。

これにつきましては、市民の方が市に提出する書類の提出手続の簡素化を図るため、システムから印刷する書類の押印欄等を削除、修正するためにシステム改修を行うものでございます。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員ご質疑の3点目、障害者総合支援給付費の増額理由については、障害者の居宅介護サービス、共同生活援助、就労継続支援B型などのサービスや障害児の放課後等デイサービスなどの利用件数の増加によるものであります。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の4点目、新型コロナワクチン接種体制確保事業委託料1億1,000万円、接種確保事業の内容はについてであります。新型コロナワクチンの3回目接種に係る接種体制確保事業となります。

内訳としましては、接種予約や問合せに対応するコールセンター業務に4,279万円、個別接種協力医療機関にワクチンを届けるワクチン配送業務に299万2,000円、接種券等を印刷、発送する接種案内通知業務に835万4,000円、個別接種協力医療機関に対する事務支援費として5,727万8,000円となります。

○福山議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料について、予算編成時に、件数でなく寄附金額の見込みで予算計上しているところです。このたびの補正では、当初寄附見込額500万円に対する返礼事業委託料250万円計上していたところ、返礼品対象となる寄附見込額を1,000万円、これに対する返礼事業委託料500万円として見込んでいます。

また、寄附者を増やす取組につきましては、有名なふるさと納税サイトを通じて、全国に岩出市について興味を持っていただけるように周知に努め、また岩出市外のイベント等においても、チラシなどを配布するなど寄附金の募集を進めてまいります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の障害者総合支援給付費ですね、これについては、補正予算額としては、非常に増額というようになってきていると思います。こういう点では来年度予算編成ですね、これに向けての検証というものなんかも必要ではないかというふうに市は考えないのか。そしてまた、現時点で市として、こういうことが生じたというこの検証と理由ですね、そういうものはもう検討されているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

もう1点は、新型コロナ禍で、この間、ワクチンの接種事業という部分について

は、無料のタクシーとかバスの配車ということで行われてきたんですが、今の新型コロナのワクチン接種体制確保事業委託料と、こういう中では、今そういう部分なんかの文言というのがなかったんですが、3回目の接種について、これまで行ってきた事業というのは、市としても、今後も継続して同様の対応取っていかれるのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えします。

大きく伸びているということなんですけども、大きく伸びている背景に、一般的に利用者数が増加しているんですけども、障害福祉サービス事業所が増加傾向になっております。そのためサービスの利用が促進されて、障害者にとって必要なサービスの利用につながっているものと考えております。

具体的にどのぐらい増えているのかといいますと、令和3年12月1日現在の状況で、県が作成している障害福祉サービス事業所の一覧でいえば、例えば、放課後等デイサービスであれば、岩出市内だけで、令和2年12月以降で4事業所増加しています。また、共同生活援助のように、岩出市内の事業所数は増えていなくても、近隣の和歌山市、紀の川市で、令和2年4月以降、18事業所増加している状況です。このように事業所が増加しているということが、現在考えている理由であります。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

3回目接種に当たっての対応はどうか、また無料バス、タクシーの運行はどうかという点でございますけれども、3回目接種につきましては、市として個別接種一本という形を予定してございます。したがって、無料バスの巡回及びタクシー配送については考えてございません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 介護保険の補正予算については、2点だけお聞きをしたいと思います。

この基金の積立てによって、基金総額は幾らになるのかという点と、今回の基金への積立てに関して、基金積立ての目的は何なのかという点、この2点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員のご質疑にお答えします。

1点目、基金への積立てによる総額につきましては、補正後の金額は4億562万938円になります。

続いて2点目、基金への積立ての目的につきましては、岩出市介護給付費準備基金条例第1条に、介護保険事業の円滑、健全な運営に資するため、岩出市介護給付費準備基金を設置すると規定されております。また、基金の処分については、第6条に、介護保険の保険給付費用等の財源に充てる場合に限り処分することができる」と規定されておりますので、積み立てた基金は介護保険事業の円滑、健全運営のために給付費用等の財源に充てるものであります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第63号から議案第73号までの議案11件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第73号までの議案11件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第13 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

田中宏幸副議長、演壇でお願いいたします。

○田中副議長 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月6日提出

提出者 岩出市議会議員 田中 宏幸

賛成者 岩出市議会議員 玉田 隆紀

賛成者 岩出市議会議員 増田 浩二

賛成者 岩出市議会議員 梅田 哲也

賛成者 岩出市議会議員 山本 重信

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国税庁長官、厚生労働大臣

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

令和5年10月にインボイス制度、適格請求書等保存方式が導入された後においても、シルバー人材センターが、引き続き地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の社会参加の促進などに貢献するため、安定的な事業運営が可能となる措置を講じるよう国に意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○福山議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時20分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和3年12月14日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第2 議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第72号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について
- 日程第12 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

井神慶久議員は、入院療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第63号から議案第73号までの議案11件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第5号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について～

日程第11 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第1 議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件から日程第11 議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定の件までの議案11件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案11件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分の外議案3件です。

当委員会は、12月8日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第72号 市道路線の認定について、以上2議案は、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第66号の所管部分は可決、議案第72号は認定しました。

議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上2議案は、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、情報推進費におけるシステム改修委託料について、押印の見直しに伴うものとのことであるが、押印の可否をどのように区分しているのか。また、どのようなもので押印を残すのか。総務管理費寄附金について、寄附者を広報する考えは。臨時財政対策債について、現時点での総額は。長期債元金償還金について、繰上償還をしようとしているが、本補正予算の編成において、コロナ禍における市民への支援策の考えはなかったのか。ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料について、返礼品は毎年検討しているのか。観光促進事業における和歌山大学との研究業務や商品開発業務との連携は。また、根来鉄砲隊をモチーフにした商品開発の考えは。について。

議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

議案第72号 市道路線の認定については、開発行為による市への道路の移管は、開発業者が積極的に行うのか。また、最近の開発行為において道路が移管されないということはないのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正についての外議案7件です。

当委員会は、12月9日木曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施いたしました。

議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正について、議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)、議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について、以上8議案は、いずれも討論はなく、全会一致で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正については、申請をしないで利用する人への対応は。について。

議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正については、3万円を上限として加算する場合とは、どのような場合か。について。

議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正については、委員報酬は発生するのか。また、その額は。調査会は、本人からの申出により開催するのか。について。

議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第5号)所管部分では、3回目のコロナワクチン接種を個別接種とした理由は。また、個別接種のみで混乱は起きないのか。について。

議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)では、質疑はありませんでした。

議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)では、返還金について、返還することとなった理由は。について。

議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)では、質疑はありませんでした。

議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定については、公募に対して応募は何件あったのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第63号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件、議案第64

号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第65号 岩出市保健衛生事故調査会条例の一部改正の件、議案第66号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第67号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第68号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第69号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第72号 市道路線の認定の件、議案第73号 岩出市火葬場の指定管理者の指定の件、以上議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第63号から議案69号まで、議案第72号及び議案第73号の議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第69号まで及び議案第73号の議案8件は、原案のとおり可決、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案について、反対の立場で討論いたします。

この議案については、人事院勧告議案に基づく職員のボーナス引下げの内容となっています。この間、人事院勧告が打ち出した勧告は、新型コロナ禍の下で奮闘している公務員労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けることになり、長時間労働の是正や必要な人員確保にも触れてきませんでした。

岩出市職員においては、新型コロナへの感染の不安を覚えながら、市民の命や暮らしを守るために、現場の第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金の改善が求められていること、最低賃金と同じく、公務員のボーナスを引き下げるとは、社会的影響力を持つ点から見ても、社会政策上許されないことだと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 議案第70号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、令和3年11月29日の臨時会において可決された職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費などの補正であり、条例に伴い対応することは当然のことです。

また、この条例改正は、期末手当について、コロナ禍の中、人事院勧告において、民間との給与比較調査が行われた結果、賞与について、民間の支給割合が公務員を下回っているとの報告があったことから、民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが、均衡の原則にもかなうと考えます。

以上によりまして、私は本案について賛成といたします。

- 福山議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

- 福山議長 以上で、議案第70号に対する討論を終結いたします。

議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

- 福山議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 この議案についても、先ほどの議案と同様、人事院勧告に基づく職員のボーナス引下げの内容となっています。

先ほどと同様の理由で、反対討論とさせていただきたいと思います。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 議案第71号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、令和3年11月29日の臨時会において可決された職員の給与に関

する条例の一部改正に基づく人件費などの補正であり、条例に伴い対応するのは当然であります。

また、この条例改正は、期末手当について、コロナ禍の中、人事院勧告において、民間との給与比較調査が行われた結果、賞与について、民間の支給割合が公務員を下回っているとの報告があったことから、民間支給実績を反映させるためであり、民間と公務員との給与格差を解消することが均衡の原則にもかなうと考えております。

以上のことにより、本案は私は賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第71号に対する討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第12 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第5号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第5号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第5号に対する討論を終結いたします。

発議第5号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国税庁長官、厚生労働大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議員派遣について

○福山議長 日程第13 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付のとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時51分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 3 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和3年12月16日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

井神慶久議員は、入院療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○福山議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、2番、梅田哲也議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、12番、三栖慎太郎議員、13番、市來利恵議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、以上8名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。今議会では、水道施設の整備について、成年後見制度の利用と充実について、「2025年問題」今後の医療と介護について、学校給食についての4点お伺いいたします。

最初に、水道施設の整備について質問を行います。

去る10月3日日曜、和歌山市では六十谷水管橋の破損に伴い発生した断水や濁り水により、約6万戸の地域住民に約1週間影響を与えました。そのような中、和歌山市民がネット等の意見で、市政の怠慢である、市民会館建設よりも水道施設の整備が優先ではないかなどの意見も多々ありましたので、今回質問を行うことにいたしました。

さて、水道は毎日の暮らしになくてはならない重要なインフラであります。極端に言えば、水道の蛇口をひねると水が出、安全性が確保されているため、何も考えず飲料水として使用するなど、当たり前であると市民は思っています。しかし、近年、全国的に水道管の老朽化が進み、漏水や断水などのトラブルを引き起こすとし問題視されていますが、水源から採取した水を浄水場や配水池、水道管を通じて各

家庭へ供給されていますが、特に水道水には塩素が含まれていることから、施設や管路は時間がたつにつれて腐食するなど老朽化し、破裂しているところが多く、深刻な社会問題となっているため、今後、いかに水道のインフラを守り抜けるかが重要な課題となってきています。

また、水道管の耐用年数は地方公営企業法により、法定耐用年数は40年と定められており、耐用年数を超えた水道管をそのまま放置すれば、場合によっては水の濁りや漏水などの原因となってしまいます。当市では以前、水道管破裂による漏水等により断水が多々ありましたが、最近ではそういったことがなくなっており、非常にありがたく思っています。

一方、国においては、近年、全国的に地震災害が多発している状況の中、震災時に給水が特に必要となる施設、例えば、病院、避難所などを重要給水施設と位置づけ、ここに供給する管路を重要給水施設管路とされ、優先的に耐震化を図るように求められています。

そこでお尋ねいたします。1点目、現在、当市の水道管の老朽化の状況及び耐震化した管路の延長並びに耐震化率の状況は、どのようになっているのでしょうか。特に、基幹管路の耐震状況は、どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目の今後、水道管の布設替計画については、全ての水道管の詳細を把握することは困難な状況であると考えますが、劣化状況や維持管理状況により、順次限られた予算の範囲内で整備していくことになろうかと思えます。しかし、当市でもいつ発生してもおかしくないと言われている東南海・南海地震が発生した場合、一定の影響を受けることが予測されています。これら大規模地震の際には、電気、水道施設への影響も避けられないと考えられ、特に水道は市民の生命を維持するための飲料水や避難所等の衛生を確保するため重要なライフラインです。そうしたことで震災で断水した場合、いかに早く復旧できるかが課題で、そのためにも耐震化が重要となり、早期に水道管の布設替えを行っていかねばならないと、私は感じています。

そこでお尋ねいたします。今後、老朽管と耐震化による水道管布設替えについての計画をお尋ねいたします。

次に3点目、水道事業の見通しと方向性についてであります。市では自主財源の確保と経費の削減に取り組み、独立採算による健全な経営に努められています。しかし、多くの自治体では、人口減少などの影響で、その収入は減る一方で、水道

管の更新を行う費用が確保できていないところもあると聞いています。今後もコロナ禍といった急激な経済活動の変化による水需要の動向、水道施設にかかる固定経費の上昇、年々増加する建設改良事業費等も相当な額が見込まれることとなり、また、少子高齢化による給水人口の減少に伴う給水収益の減少等も影響して、経営状況が悪化することも懸念されています。

また、水道事業は一般会計から独立して、その財源は水道料金で賄うことを前提に運営されておりますが、他の自治体では、経営が悪化して一般会計から財源を繰り入れているところもあると聞いています。

そこでお尋ねいたします。これまで水道事業経営については、どのように総括をし、その検証を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれようとしているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。福岡議員1番目のご質問、水道施設の整備についてをお答えをいたします。

これまで、本市では、岩出市長期総合計画をまちづくりの指針に、将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、市民、地域との対話と協調の下、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいりました。また、先般、和歌山市において発生しました六十谷水管橋の崩落を受け、和歌山県全域において、ライフラインのネットワーク性と強靱性を確保するため、リダンダンシー点検を実施しているところでございます。

水道事業における経営の総括ですが、給水人口の停滞と節水機器の普及などによる使用水量の減少と、これに伴う料金収入の減少、施設の老朽化の進行など、多くの課題に直面している中、今後想定される人口減少を見据え、計画的かつ効率的に事業を行っていく必要があります。このため、平成27年度に岩出市水道事業ビジョンを策定するとともに、平成28年度に水道事業アセットマネジメント計画を策定し、事業を進めてまいりました。

また、未収金対策による自主財源の確保、有収率向上対策等による経費の削減により、昭和61年以来、消費税増税以外では水道料金の値上げをせず、健全な経営を行い、地方公営企業の経営の基本原則であります独立採算による運営と公共の福祉を増進するよう努めてまいりました。

今後の取組といたしましては、引き続き、岩出市水道事業ビジョンやアセットマ

ネジメント計画に基づき、施設の延命化や投資の平準化を図り、老朽施設の状況を把握した上で、優先度や安全性を考慮し、施設の更新と耐震化を推進するとともに、未収金対策による自主財源の確保や経費の削減に取り組んでまいります。また、将来にわたり、給水人口の減少などによる収入の減少により、厳しい経営状況になることが想定されますが、安全で安心した水を安定して供給していけるよう、持続可能な事業運営を目指してまいります。

なお、詳細については上下水道局長から答弁させます。

○福山議長 上下水道局長。

○黒井上下水道局長 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問、水道施設の整備についての1点目、水道管の老朽化及び耐震化した管路の延長並びに耐震化率についてお答えいたします。

令和2年度末現在におきまして、水道管路の総延長は393.2キロメートルであり、うち法定耐用年数である40年を経過した管路の延長は100.9キロメートル、総延長に対する40年を経過した管路の占める割合である経年化率は25.7%となっています。また、耐震化した管路の延長は166.6キロメートル、耐震化率は42.4%となり、うち基幹管路の耐震化した延長は8.4キロメートル、耐震化率は23.4%となります。

次に2点目、老朽管と耐震化による水道管の布設替計画はにつきまして、本市では、アセットマネジメント計画において、老朽管については、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用できるものとして延命を図っております。また、耐震化についても配慮した効率的かつ効果的な整備のために、水道管の布設時期や重要度等により優先順位を定めて、主として公共下水道事業に伴う上水道管移設工事による配水管の更新や基幹管路である送水管の更新を進めてまいります。

続いて3点目、水道事業経営の総括と検証を踏まえた今後の取組はについてですが、先ほど市長がお答えしたとおりであり、今後の主な事業といたしましては、水道施設再構築事業を令和3年度から令和8年度にかけて計画しております。事業の内容につきましては、令和3年度から令和4年度で老朽化した浄水場設備の機能を回復、向上させるため、第一浄水場設備の改築・更新事業に取り組んでおり、また、令和5年度以降で老朽化した送水管の耐震化を図るため、送水管更新事業に取り組んでまいります。

今後は、給水人口の減少や開発の減少による収入の減少により、厳しい経営状況になることが想定される中、安全で安心した水を安定して供給していけるよう健全経営に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目、水道の耐震化の延長は166.6キロメートル、率で42.4%とお答えいただきました。しかし、国においては、近年、全国的に地震災害が多発している状況であるため、平成27年度に水道の耐震化計画等策定指針を改定され、重要管路につきましては、レベル2地震動に対応するよう求められています。つきましては、当市でこれらの耐震化の対応状況についてお伺いいたします。

2点目、事業費については、財源確保が一番の課題であると思いますが、耐震化を推進することによって、国の補助制度を活用できるのでしょうか。また、できないのであれば、財源の見通しはどのようになるのでしょうか。ただ、市民の声としては、最近、実質的な水道料金の改定を行っていないため、今後も値上げすることなく事業を実施してほしいと聞いていますので、その件も併せてお答えください。

最後に、水道事業は、料金収入、企業債、そして一般会計からの繰入れ等による歳入となります。一方、歳出では、膨大な設備投資を伴うもので、先行き厳しい状況が考えられ、その対策は喫緊の課題になりつつあります。つきましては、今後10年間の水道事業の経営状況の見通しと方向性について、再度お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 再質問の1点目についてお答えいたします。

本市では、災害拠点病院、学校や体育館等の避難所、消防署等の防災拠点を重要給水施設として位置づけ、各施設の水道管の状況を把握し、優先して供給ラインを確保するよう計画しており、公共下水道事業に伴う上水道管移設工事を活用することで、効率的かつ効果的に重要管路の耐震化を進めております。

再質問の2点目と3点目について、一括してお答えいたします。

今後の経営状況の見通しですが、収入については、給水人口の減少に伴い、水道料金は減少し、開発による加入分担金及び施設分担金も減少していくことが見込まれます。支出については、アセットマネジメント計画に基づく施設の延命化、投資の平準化を図りながら、老朽施設や管路の更新や耐震化を進めていく必要があるため、第一浄水場設備改築更新事業、送水管更新事業、新設道路市道金屋荊本線への管路布設事業、公共下水道事業に伴う上水道管移設工事による管路の耐震化を計画しており、多大な事業費を見込んでおります。

事業の財源については、国の補助制度の要件に当てはまらないため、補助金を活用することができず、留保してある資金と企業債の借入れにより賄う予定でございます。

令和3年3月に策定しました岩出市水道事業経営戦略による収支計画において、今後10年間の収支の見通しは立っておりますが、計画以上の給水人口の減少による水道料金の減少や開発による加入分担金、施設分担金の収入がなくなれば経営が厳しくなり、水道料金の値上げやさらなる企業債の借入れによる資金確保の検討が必要となると考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、成年後見制度について質問を行います。

これについては、広報いわで12月号で記事が掲載されていまして、今回質問をさせていただきます。

成年後見制度は、広報紙にも説明がありましたが、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所によって選ばれた後見人が、財産の管理や福祉サービスの契約などを行い、本人の権利を守る制度です。

現在、認知症の人が増加する中、成年後見制度に対する需要はますます高まってきていると思います。昨今の報道では、認知症高齢者などがトラブルに巻き込まれるケースが多くなり、成年後見制度を利用していけば、高齢者本人やその家族がづらい思いをすることもなかったのではないかと思う報道も多々されていまして。

そのような中、認知症の方は全国で600万人を超えと言われており、この制度を利用している方は約23万人で、必要な人に制度が利用されていない状況であると国が発表されていまして。そうしたことから、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行、また平成29年には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村は、国の基本計画を踏まえた計画の策定や成年後見センターなどの中核機関の設置が求められています。

しかし、この成年後見制度利用について、全体の43%に当たる741団体で申立て件数がゼロであるとされていまして。そのため、国では申立てが低調な理由には、制度に関する職員の知識不足や自治体側の手間、費用負担が生じることがあると見

ており、一定の人口があるのに、ゼロ件の自治体では支援が必要な人に知れ渡っていないのではないかとされていました。しかし、市民は日常生活において様々な契約行為があり、認知症の方々を支えるためにも、成年後見制度の利用について、行政は積極的に進めていかなければならない時期に来ていると考えます。

そこでお伺いたします。1点目として、過去3年間において、市長による成年後見申立て状況及びその費用はどのようになっているのでしょうか。

次に2点目として、国は権利擁護の観点から、成年後見制度の利用を促しているものの自治体による取組の差をどのようにして埋めるのかを課題としています。つきましては、本市の成年後見制度の取組状況と課題をどのように捉えているのか、お伺いたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、成年後見制度の利用の充実についてお答えいたします。

市では、判断能力が十分でない高齢者や障害者の生活の自立の援助及び福祉の増進のため、成年後見等開始審判の市長申立てを行っています。市長が申立てを行うことができる対象者は、本市に居住し、後見等を必要とする状態にある方で、配偶者及び2親等以内の親族がいない場合、また親族があっても虐待の事実があるなど、市長申立てが必要であると判断した場合に行っています。

ご質問の1点目、市長による成年後見の申立て状況及びその費用についてですが、市長申立ての件数は、平成30年度3件、令和元年度2件、令和2年度1件であります。また、申立てに必要な費用は、申立て手数料と連絡用郵便切手、後見登記手数料などとなり、平成30年度は1万9,590円、令和元年度は1万3,060円、令和2年度は8,395円です。

続いて2点目、本市の成年後見制度の取組状況と課題をどう捉えているのかについては、地域包括支援センターでは、高齢者、とりわけ認知症等により判断能力が低下した方の権利を守り、その人らしい生活の継続を支援するために、高齢者とその家族や支援関係者に対し、成年後見制度を正しく理解し、適切に利用できるよう相談や制度の周知等を行っています。

課題につきましては、岩出市におきましても、全国と同様、高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれており、成年後見制度の利用の必要性は高まってくるものの、制度自体が理解されていないことによ

り制度の利用が必要な方が利用に結びつかないということが上げられます。

いずれにしましても、成年後見制度を必要とする方が適切に利用できるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 成年後見制度の利用と充実について答弁いただきました。市では、毎年、成年後見申立て手数料等、老人福祉費の中で予算計上されていますが、3年間で市長による申立て件数は6件との答弁でしたが、利用されている方が少ないなと感じました。

そこで、2点について再質問いたします。1点目として、現在、成年後見制度を利用している岩出市民は何名ぐらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、今後、当市においても単身高齢者が増加し、成年後見制度の必要性は一層高まり、その需要はさらに増大することが見込まれます。そういったことから、成年後見制度は、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職以外の、いわゆる市民後見人を中心とした支援体制が必要であり、厚労省においてもその支援事業が実施されています。

そこでお伺いいたします。今後、成年後見制度の利用者が増えていくことを考えた場合、その受皿としての後見人の確保は重要であると考えます。そのため、例えば、制度に関する一定の知識を身につける市民後見人の養成等について市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、成年後見制度を利用している岩出市民は何名ぐらいいますかについてですが、和歌山家庭裁判所の報告書によりますと、令和3年4月22日現在、被後見人の住所が岩出市の方は148名です。なお、148名の中には本人の住民票上の住所は岩出市外ですが、実際に住んでいる場所が岩出市内の施設、病院という方も含まれております。

再質問の2点目、市民後見人の養成等について、市の見解についてということですが、これまで親族後見人や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人が、後見人の受任者としてその役割を果たしてきましたが、少子化で身寄りのない人が増加したことや、特に専門職後見人の成り手不足等により、新たな成年後見人の担い手として、市民後見人が注目されていることは市としても理解しておりますが、

現在、岩出市では市民後見人の養成は行っておりません。

厚生労働省の令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によりますと、全国の市区町村1,741自治体のうち市民後見人の養成を実施しているのは393自治体であり、全国的にも取組が進んでいない状況にあると言えます。

市民後見人養成の取組は、養成講座修了後も活動の支援やフォローアップの体制が重要となるため、市においては、先進地の取組等に注視し、市民後見人の養成が必要になった際には、適切に事業実施ができるよう情報収集に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 3番目、「2025年問題」今後の医療と介護について質問を行います。

高齢化社会が進むにつれ、よく話を聞く機会が増えてきましたのが2025年問題です。労働力不足や税金の減収問題など、高齢化社会における問題が表面化されている昨今、高齢者の割合がさらに高まることで、医療や介護においても今以上に大きな影響が出ることを想定されています。そのため問題となる2025年まで5年を切りましたので、今回質問をすることにいたしました。

初めに、2025年問題とは、戦後の第1次ベビーブームの昭和22年から24年に生まれた、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える令和7年に、日本がさらなる超高齢化社会に突入することで起こり得る問題であるとされています。

現在、少子高齢化が進展する中、あと数年後に迫る2025年問題は、医療や介護などの社会保障を揺るがしかねない、我々の生活にも直結する問題であると考えます。内閣府の発表では、2025年には75歳以上の後期高齢者の人口が約2,180万人と予想されており、これに65歳から74歳までの前期高齢者約1,497万人を足すと約3,670万人以上となり、日本の総人口約1億2,000万人の約30%、国民の3人に1人が高齢者となります。

また、65歳以上の高齢者を15歳から64歳である生産年齢人口で支える割合は2.0人、現役世代2人で1人の高齢者を支えることになると見込まれています。そして、最も深刻な問題となってくるのが、超高齢化社会を支える生産者人口の減少であり、労働力不足と言われています。その労働資源が不足することで、社会保障や保険、年金などにも大きな影響を及ぼし、特に医療と介護の需要が非常に大きくなってき

ていています。

現在、医療の著しい進歩により、元気な高齢者が増えてきていますが、高齢者が増加することにより疾患リスクが高まり、医療、介護の需要が今まで以上に高まってくるのが予測されます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大によって、労働力の減少は、この先ますます進んでいくことが予測され、医療・介護業界も例外ではなく、将来的に医師や看護師、介護従事者が減少することは避けられないものと考えます。

現在、当市の令和3年11月末人口は、過去最高の5万4,138人と人口が増加しています。しかし、高齢化は、平成27年で21.2%でしたが、現在23.9%と、年々上昇し、令和12年には27.6%と予測され、今後、当市においても全国と同様に確実に超高齢化社会を迎えることとなり、様々な問題が発生してくるものと考えます。

そこで1点目として、令和7年（2025年）までの高齢者と介護認定者の推移はどのように見込んでいるのでしょうか。それぞれ現在の人数と比較してお答えください。

次に2点目、超高齢化社会を迎えるに当たり、医療や介護の需要も増大し、それに伴って、本市の予算も今以上に増大していくものと考えます。特に団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行することにより、国民保険の医療費は減少しますが、その反面、後期高齢者医療保険の医療費が増大することとなります。

それぞれの財源ですが、国民健康保険は被保険者が負担する保険料と国・県の補助金で賄っており、また後期高齢者医療保険は、被保険者が負担する保険料と国・県の補助金、市の負担金及び現役世代の負担による支援金で賄っております。

そして、介護保険の財源は、国・県・市の公費負担のほか、財源の50%を40歳以上の被保険者の介護保険料で賄っています。しかし、後期高齢者1人当たりの年間医療費は、75歳未満で平均22万2,000円、75歳以上では93万9,000円と約4倍となり、介護費用についても後期高齢者は大きく膨れ上がってきています。

一方、医療、介護、年金を合わせたサラリーマンの保険料率は年々増加し、2025年には31%までに増えると見込まれており、現役世代の負担をいかに軽減するかが大きな課題とされています。つまり医療費は、今後も増え続ける一方、労働人口が減り、徴収できる税金が減ってしまえば、必然的に社会保障を確保することが困難になってくるのが予測されます。今後、質の高い医療を提供するため、国においては様々な見通しが行われており、また医療だけでなく、介護についても同様であると考えます。

そこで、市として安定的な財源確保に取り組んでいただくためにも、2025年までの医療費、介護給付費の推移と財源をどのように確保していこうと考えているのか、お答えいただけますか。

次に3点目として、2025年問題として、超高齢化社会問題を解決するため、平成23年の介護保険改正時に国が提唱した地域包括ケアシステムがあります。その地域包括ケアシステムとは、高齢者自身が生活の中心となる住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

そこでお伺いいたします。本市の地域ケアシステムの取組についてお伺いいたします。また、過去3年間の地域包括支援センターへの相談件数及び主な相談内容についてお伺いいたします。

次に4点目として、今後、2025年に向けて老老介護や認知介護によることが予測されており、残り5年を切っている状況であり、悠長に先送りできる問題ではないと考えます。そのためにも、2025年になってから対策に追われることがないように、今からでもサービスの種類や利用方法など、検討や啓発が必要であると思いますが、市の対応や見解についてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、「2025年問題」今後の医療と介護についてお答えいたします。

2025年には団塊の世代の方が75歳以上になり、何らかの支援が必要な高齢者の増加が予想されています。このことから、本市において、令和3年3月に策定した令和3年度から5年度までの3年間の計画である第8期岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画では、令和3年から5年に加え、令和7年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、計画を策定しております。

ご質問の1点目、2025年までの高齢者数と介護認定者の推移についてであります。推計値については、介護保険事業計画において、それぞれ令和3年から5年と令和7年（2025年）を推計しておりますので、その推計値でお答えいたします。

まず、65歳以上の高齢者人口につきましては、本年11月末現在で1万2,932人、事業計画における推計値は、令和4年、1万2,978人、令和5年、1万3,182人、令和7年（2025年）、1万3,574人となっております。また、65歳以上の要支援・要

介護認定者数につきましては、本年11月末現在で2,139人、事業計画による推計値は、令和4年、2,253人、令和5年、2,329人、令和7年（2025年）は2,461人となっております。

なお、令和3年3月に策定された和歌山長寿プラン2021の推計値では、2025年度の岩出市の高齢化率は25.9%で、県内で最も低い高齢化率と推計されております。また、2025年度の要支援・要介護認定者の割合については17.8%で、県内で2番目に低い認定率と推計されております。

続いて2点目、2025年までの医療費、介護給付費の推移とその財源についてお答えいたします。

まず、医療費についてですが、団塊の世代に該当する国民健康保険の被保険者は、令和3年度から75歳以上の方が加入する後期高齢者医療へ移行し、令和7年（2025）年には団塊の世代全員が全て後期高齢者となります。このため団塊の世代が後期高齢者医療へ移行していく2025年までの移行期には、医療費が高くなる70歳以上の国民健康保険の被保険者数の割合が高くなることから、1人当たり医療費が増加し、医療費総額も増加するものと見込んでおります。

団塊の世代が後期高齢者医療への移行後は、国民健康保険の被保険者がさらに減少していくことに伴い、国民健康保険に係る医療費総額も減少することが予想されますが、後期高齢者医療制度や介護保険利用者は増加することが見込まれ、国民健康保険税で徴収している後期高齢者支援金や介護納付金が確実に増加することが予想されることから、国民健康保険としては大きな課題として捉えております。

なお、保険給付費に対する財源については、国民健康保険の広域化後、保険給付に必要な費用は県から市に現年度中に全額交付されるため、保険給付費が支払い不足に陥ることはありませんので、安定した国民健康保険財政の運営につながるものと考えております。

また、後期高齢者医療については、和歌山県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療給付等を担っております。その財源は、国・県・市による公費が5割、後期高齢者支援金が4割、保険料が約1割となっております。将来の財政リスク等に備え、国・都道府県が共同して責任を果たす仕組みが設けられています。

次に、介護給付費の推移であります。1点目と同じく、介護保険事業計画の令和3年度から5年度と令和7年度（2025年度）の推計値でお答えいたします。

在宅施設サービス等合わせた総給付費は、令和3年度、30億9,575万6,000円、令和4年度、32億585万5,000円、令和5年度、33億4,466万7,000円、令和7年度

(2,025年度)、35億499万円となっております。

なお、介護保険の財源につきまして、介護保険法で規定されているとおり、公費50%、40歳以上の被保険者の保険料50%となりますので、財源を確保していくには給付費の急激な増加を抑制することが重要となるため、介護予防や健康増進の取組により元気な高齢者を増やしていくことがポイントとなります。

そのため、市では今後も各種検診の推進や生活習慣病予防に取り組むとともに、自主的な介護予防活動の取組や地域の住民主体の集いの場づくりを支援するため、シニアエクササイズ教室、岩出げんき体操応援講座の実施や自主グループの活動の育成・継続、また地域交流マップを作成するなど、介護予防、健康づくりの推進と社会参加の促進に取り組んでまいります。

続いて3点目、地域包括ケアシステムの取組についてであります。地域包括支援センターでは、高齢者を支援する機関として、高齢者とその家族や地域住民、関係者等からの様々な相談に対応するとともに、介護予防や健康寿命の延伸のための取組としてシニアエクササイズ教室や岩出げんき体操等の介護予防事業の実施、医療と介護を必要とする方が地域で安心した生活を送ることができるよう、医療と介護の連携体制の構築のための事業や認知症に関する事業等を実施しております。

高齢者の支援においては、地域の関係者との連携が重要であるため、民生委員・児童委員や見守り協力員、地域の介護サービス事業者や地域ボランティア等が参加する地域ケア会議を定期的を開催し、日頃から顔の見える関係性の確保と支援体制の構築に努めております。

次に、地域包括支援センターにおける過去3年間の相談件数及び相談内容ですが、平成30年度の相談件数は、実人数736人、延べ件数1,261件、令和元年度、実人数668人、延べ件数1,029件、令和2年度、実人数623人、延べ件数1,144件でした。

相談内容では、平成30年度、令和元年度、令和2年度ともに一番多かったものは介護保険の申請や介護サービス利用等の介護に関する事、次に認知症に関する事、続いて施設入所に関する事でした。

続いて4点目、サービスの種類や利用方法等の検討や啓発等に対する市の対応と見解についてであります。介護保険サービスには訪問介護やデイサービス、訪問や通所によるリハビリテーションなどの在宅サービス、生活全般の介護や療養が必要なため施設に入所する施設サービス、生活する環境を整える福祉用具の貸与や購入、住宅改修など、様々なサービスがございます。また、在宅で独り暮らしなど、調理が困難な高齢者に栄養バランスの取れた弁当を配達する食の自立支援事業や寝

たきりや認知症の家族の負担軽減を図るための紙おむつ支援事業なども実施しているところであります。

現在、介護保険制度については、保険証送付時に、かんたん利用ガイドで制度や利用方法についてお知らせしているところでありますが、今後、高齢者がますます増加する中、老老介護、認認介護の方など、介護サービスが必要な方が必要なときに必要なサービスの受給につながるよう、今後も制度の周知及び市役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の介護保険サービスの相談窓口の周知に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 地域包括ケアシステムの取組についての答弁がありました。例えば、東京都世田谷区では、行政主導の取組として、地域包括ケアシステムの5つ要素である医療、介護、予防、住まい、生活支援について取組を行っています。

その取組を簡単に紹介させていただきますと、医療では、ケアマネタイムや医療と介護の連携シートによる福祉と医療の情報の共有化、介護では、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護を区内全域で提供できる体制を確保し、計画的に整備を推進、予防では、地域包括支援センターによる社会資源を活用した高齢者の居場所づくり、住まいでは、デイサービス、ショートステイに併設した都市型軽費老人ホームをオープン、生活支援では、地域資源をうまく活用した地域活動の拠点整備を行うなど、地域で協力しながら、日常的に高齢者の状態を確認できる環境をつくるなど、医療、介護の負担軽減につながっているとされています。

限られた労働力で増え続ける高齢者をサポートしていくためには、地域で連携して、医療や介護サービスを提供していく仕組みを整えることが最重要であると考えます。ついては、今後、市としてどのような事業等の取組を行っていくかと考えているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の今後市としてどのような事業等の取組を行っていくかと考えているのかにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、市では元気な高齢者を地域に増やしていくための介護予防の自主グループ支援や認知症の方への見守り体制の構築等の認知症支援に取り組んでおります。

医療と介護の連携では、那賀圏域では、退院支援ルールを策定し、要介護状態の

方が自宅等へ退院するための準備をする際に、病院からケアマネジャーに着実に情報を引き継ぐための情報共有を行うことで、安心して自宅等での生活を継続できるよう、切れ目のない支援を行っております。

今後、どのような事業等の取組を行っていくのかということですが、本市においても高齢化の進展に伴い、今後、介護ニーズが高まることから、現在の取組を一層充実させるとともに、高齢者を取り巻く地域の様々な機関や地域住民、民間事業者等が連携し、地域全体で支援できる体制づくりを進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

続きまして、4番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に4番目、学校給食について質問いたします。

現在、市においては、子育て支援に対して様々な事業を展開されていることに感謝申し上げます。さて、最近、給食費の無償化については、子育て支援策として、また一人でも多くの世帯がその自治体に移住してもらうことを狙いとして、制度化している自治体もあり、全国的に広がりつつあります。特に県内では、直近の紀の川市長選挙において、学校給食費の無償化が発表されていきました。しかし、学校給食法第11条第2項では、経費以外の学校給食の運営に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることが明記されています。また、市では、生活困窮家庭の児童生徒には、生活保護や就学援助制度などで給食費の免除制度を創設されています。

そこで、1点目についてお尋ねいたします。小中学校の給食1食当たりの負担額は、それぞれ幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目については、先ほども申し上げましたが、経費以外の学校給食の運営に要する経費については、保護者負担となっておりますが、本市ではどこまでが保護者負担となっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目については、学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び整備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定められるものは義務教育諸学校の設置者の負担とされています。そのため学校給食の運営に際しては、調理業務等を委託しているところではありますが、学校給食を作るのに際しての経費は幾らかかっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目については、給食費の無償化については、社会全体で子育てを支援していくという考えもありますが、これらにつきましては、国において議論すべきものであると私は考えています。また、無償化を実施するとなれば、国・県が財政支援すべきであると考えています。

そこでお尋ねいたします。給食の無償化に対する市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部次長。

○南教育部次長 福岡議員の学校給食費についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の小中学校の給食1食当たりの負担額についてであります。学校給食法では、第1条に、学校給食の目的が掲げられており、その趣旨は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と判断力を養う上で重要な役割を持つものであることから、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るとされており、第2条では、学校給食の目標として7つの目標を掲げ、目標が達成されるよう努めなければならないとされています。

第11条では、議員ご質問の中にもございましたが、経費の負担がうたわれており、第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに運営に要する経費は設置者の負担とする。また、第2項では、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると明記されています。

本市では、岩出市学校給食費に関する条例を定め、学校給食費の額については、岩出市学校給食費に関する条例施行規則に定めているところであり、現行の学校給食費は、岩出市学校給食運営委員会からの提言を受け、議会の同意をいただき、小学校で1食当たり260円、中学校で280円と定めております。

次に2点目、保護者の負担部分についてですが、具体的な項目は、給食を作る上において必要な経費として、賄材料費とパン、米飯の加工委託料となります。令和元年度の実績では、賄材料費1億6,248万9,586円、パン加工委託料1,158万9,335円、米飯加工委託料1,592万483円で、合計1億8,999万9,404円となります。令和2年度では、賄材料費1億9,195万3,465円、パン加工委託料1,241万5,048円、米飯加工委託料1,736万6,098円で、合計2億2,173万4,611円となります。

次に3点目についてですが、保護者の負担部分以外の経費は、令和元年度で総支出額3億1,829万1,849円から保護者負担部分1億8,999万9,404円を差し引いて、1億2,829万2,445円となります。令和2年度で総支出額は3億4,236万4,197円から保

護者負担部分 2 億 2,173 万 4,611 円を差し引いて、1 億 2,062 万 9,586 円となります。

学校給食に要する全ての経費を対象にして、年間給食実数で換算いたしますと、1 食当たりの給食費は、令和元年度では年間給食実数 80 万 3,245 食で、1 食当たりの給食費は 396.2 円、令和 2 年度では年間給食実数 83 万 4,750 食で、1 食当たりの給食費は 410.1 円ということになります。

また、平成 10 年度の学校給食共同調理場の建設から今日までの初期投資や施設の改修等に多額の費用を要しております。具体的には、初期投資として、平成 8 年度から平成 10 年度の 3 年間で、公有財産購入費、設計業務委託料及び工事請負費で 7 億 2,282 万 9,240 円、また施設の維持管理に要する費用として、平成 11 年度から令和 2 年度までの 22 年間において、修繕費として 5,745 万 1,887 円、工事費として 7,734 万 2,317 円、備品購入費として 1 億 60 万 9,392 円で、合計 2 億 3,540 万 3,596 円を要していますので、施設面での初期投資から今日までの設備投資費として 9 億 5,823 万 2,836 円を要していることとなります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 4 点目の無償化についての市の考え方についてお答えいたします。

結論から申し上げますと、学校給食費については、学校給食法の規定に基づき運営してまいりたいと考えておりますので、無償化については考えておりませんとお答えいたします。

その理由について述べさせていただきます。まずは、法律の解釈について申し上げますと、憲法第 26 条第 2 項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定されております。

この条文中の「義務教育は、これを無償とする」について、無償とする範囲をどう解釈するかということで、過去に裁判の事例がございます。昭和 39 年 2 月 26 日の最高裁の判決では、教育提供に対する対価とは、授業料を意味するものと認められる。憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとされ、国の財政等の事情を考慮して、立法政策の問題として解決すべき事柄であって、憲法の規定するところではないというべきであると結論づけられております。

学校給食費については、この判決でいうところのその他教育に必要な一切の費用に含まれるものであり、学校給食法の規定は、当然のことながら、憲法の趣旨を踏

まえたものであり、学校給食費の無償化については、法的に何ら規定があるわけではなく、立法政策の問題として考えるべきとされております。

立法政策の問題として考えた場合、学校給食法の目的、目標から考えますと、適切な栄養摂取による健康保持、食に対する正しい理解、学校生活を豊かにし、明るい社交性、協同の精神を養う等々から考えますと、児童生徒がひとしく同じ給食を食べて、明るい学校生活を送ることができるということであると思います。

このことを前提に、無償化に向けて検討すべき問題をどう捉えていくかということではありますが、1つ目の問題としては、給食費を負担する保護者の方の経済的負担の問題があります。この点につきましては、現状の制度において支援制度ができておりますので、これもう実施されております。

逆に考えますと、全員を無償化にしますと、裕福な世帯も含まれますので、そういった家庭にまで税金を投入していくことになります。

次に、財源の問題ではありますが、平成29年度に文部科学省が実施したアンケート調査で、無償化を実施している自治体に対しても調査をしております。無償化実施後の課題として、継続的な予算の確保、食材費の高騰や転入者増への対応、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念、こういったことが上げられておりまして、給食費の継続的な財源の見通しが立たないことや給食費の無償化よりも財源が必要な施策が拡大していることも課題になってきていると報告されております。

特にここ数年は学校校舎の耐震化事業、普通教室へのエアコン設置事業、あるいはGIGAスクール構想への対応など、多額の経費を要する事業が続いており、全ての自治体においては、今後も学習支援、コミュニティスクールへの対応、学校施設の長寿命化対策など、課題が山積しているものと想像できます。

なお、議員ご指摘のとおり、全国市長会においても子供の就学支援として、保護者の教育費負担軽減を図りつつ、学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について、財源措置を講じることを要望しております。

岩出市としましては、必要なところへの税金を投入していくことについては、どんどん取り入れていくべきであり、市民の皆様方の理解もいただけると考えますが、公平に支え合うという観点から考えますと、給食費の無償化については、法律の規定のとおり、保護者が負担すべきものと考えますので、学校給食費の無償化については実施することは考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問いたします。

1点目、先ほども申し上げましたが、紀の川市は選挙公約で行うとのことですが、実施するとなると、令和4年4月1日からなることと思いますが、現在、和歌山県内で完全無償化している自治体の数と自治体名をお伺いいたします。

2点目、令和2年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響もあったと思いますが、教育費負担金は約2億2,262万となっています。例えば、学校給食を全面的に無償化した場合、年間の費用はどのくらいかかるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

学校給食費の完全無償化を実施している和歌山県内の自治体につきましては、高野町、すさみ町、太地町、古座川町及び北山村の5町村でございます。

紀の川市のことは承知しておりますが、これは他市のことでありますので、岩出市の方針に影響するものではありません。

全面的に無償化した場合の運営経費につきましては、当該年度の歳出予算の全てが対象となりますので、令和2年度を参考といたしますと、3億4,236万4,197円となります。ここ数年の実績では、毎年3億円を超える額となっております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の4番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告2番目、2番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2番、創生岩出、梅田哲也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

さて、ご案内のとおり、今年1年は市長をはじめ市役所の皆様にとりましても、新型コロナウイルス感染症との闘いの日々であったと拝察いたします。特に保険年金課を中心としたワクチン接種チームの皆さん、本当にご苦労さまでございました。

先日の市長の行政報告でワクチン接種率の進捗の報告がございましたが、11月9日に80%の接種率をクリアしたということで、まずは大きな山を越えたということだと思います。全国的に見てもコロナワクチンの接種が進み、新規感染者数も減少傾向にはありますが、11月に南アフリカで見つかった新たな変異株であるオミクロン株の影響により、回復しつつあった社会経済活動にも影を落とし始めている状況となっており、3回目接種、いわゆるブースター接種の準備が急がれています。1年半以上にわたる自粛生活とライフスタイルの変化により、岩出市内においても飲食業、小売業、サービス業をはじめ、売上げの減少が続いている事業者が多くなっている状況であります。

そこで、今回の一般質問では、11月から岩出市で取り組まれております事業所応援給付金についてと、市民の皆様に関心の高いワクチンの3回目接種、いわゆるブースター接種の取組についてお聞きをいたします。

それでは、1番目の岩出市事業所応援給付金についてお聞きをいたします。

11月1日から岩出市の独自施策として実施しております事業所応援給付金ですが、市内の特に小規模事業者から大変歓迎されております。私もこの制度を知ってから約三十数軒、案内を兼ねて訪問をさせていただいたところがございますが、ほとんどの事業者が7月から9月の月別売上げが、一昨年と比較し30%減という状況で、支給に該当する状況でした。月別の売上げが30%ダウンになりますと、業種にもよりますが、ほぼ赤字経営が想定されると思います。年末を控え、タイムリーな給付になると評価をいたします。

これらを踏まえて、3点をお聞きいたします。1番目として、給付金制度の概要とその目的、予算額、対象要件、申請方法については、お聞きいたします。

2点目、11月から開始をしておりますが、直近の申請状況はどのようになっているのか、また、業種内訳はどのようになっているのか、申込み件数と金額の想定はどのようになっているのかについて、お聞きをいたします。

3点目といたしまして、1軒でも多くの市内事業所に利用していただくのが重要だと考えておりますが、制度の周知や利用促進のために工夫した点について、お聞

きをいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 梅田議員ご質問の1番目、岩出市事業所応援給付金についての1点目、給付金制度の概要とその目的、予算額、対象要件、申請方法については、お答えいたします。

本市におきましても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者は大きく影響を受けていると思われまます。そのため、市内の小中事業者及び個人事業主の事業継続を支え、雇用の維持を図ることを目的として、岩出市事業所応援給付金事業を11月1日から実施しています。

この給付金は、本年7月から9月の3か月間のいずれかの月の売上高が、昨年、または一昨年同時期と比較して、30%以上減少している事業所及び個人事業主を対象とし、従業員数に応じて、15万円から60万円までを給付するもので、申請は令和4年1月31日まで受付いたします。また、給付申請の受付につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、原則郵便等による方法、または電話予約による窓口受付としてございます。

なお、今回の事業所応援給付金の財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分を充て、事務経費を含め1億800万円を予備費から充用し、本事業費としてございます。

次に2点目、直近の申請状況、その業種内訳、申込み件数と金額の想定はどのように考えているのかについて、お答えいたします。

令和3年12月14日現在、支援給付金の申請件数は168件であり、その業種内訳は卸売業・小売業が36件、飲食・サービス業34件、建設業25件、生活関連サービス業20件、製造業13件、専門技術サービス業9件、医療6件、運輸業5件、不動産業5件、学習支援業5件、その他の業種が10件であります。また、本事業所応援給付金の申請見込み件数は、統計資料から市内に約1,500の事業所があり、そのうちの約450件、約30%を見込んでいます。なお、応援給付金は総額で1億785万円を見込んでいます。

次に3点目、制度の周知や利用促進のため工夫したことはについて、お答えいたします。

制度の周知方法につきましては、市ウェブサイトに掲載し、広報いわで12月号に掲載、市役所窓口にチラシの配置をしてございます。また、岩出市商工会の協力を

得て、11月に全会員への周知や相談窓口の開設と申請書作成補助のご協力をいただいております。

なお、事業所応援給付金の申請に必要な書類等につきまして、和歌山県で実施しています飲食・宿泊・サービス事業等支援金第2期の交付決定を受けた事業所につきましては、事業所の申請手続きにかかる負担を軽減するため、添付書類を省略できる規定を設けています。

○福山議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 この給付金の支給につきましては、特に年末を控えて、申請してから振込までのスピード感が非常に重要だというふうに思いますが、現状どのぐらいの日数で支給されているのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部次長。

○今井事業部次長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の事業及び雇用の継続を目的とすることから、速やかな支給が必要であると考えております。そのことから、支給要件適合が確認された後、迅速に支給できるように努めております。

○福山議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1点だけお聞きします。

昨年も同様な制度を実施したというふうに理解しているんですけども、今回のケースのスピード感はどうですか、スピードはどうですか、申込み状況のスピードは、それについてお答えください。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部次長。

○今井事業部次長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

事業所の方につきましても、前回の支給の事業よりも周知していただきまして、今回またさらに各種団体でありますとか、同業組合さんの中でも情報の提供というか、そういうことやっていますので、前回と比べてスピードは早いように感じております。

○福山議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 それでは、2番目にコロナワクチン接種について、お聞きをいたします。

報道によりますと、イギリスの保健当局は、新型コロナウイルスのワクチンを3回接種すれば、オミクロン株への予防効果、約70%になるという調査結果を最近発表したということです。イギリス健康安全保障庁の調査によりますと、ワクチンを2回接種するだけでは、オミクロン株への発症予防効果は、デルタ株に比べ大幅に低下するという事です。ただ、2回接種で重症化を防ぐ効果はあるというふうにしています。また、3回の接種による予防効果は70から75%としています。イギリスではオミクロン株の感染者が急増しておりまして、12月中には新型コロナ感染者の過半数を占めると予測されております。

このことを踏まえて、岩出市のワクチン接種の現状と市民の関心の高いブースター接種の予定について、4点お聞きいたします。

まず1番目に、岩出市のワクチン接種率の直近の数値と和歌山県全体の平均について、教えてください。

2点目に、岩出市では、現在ウェブサイトで副反応のアンケートを実施しておりますが、最新の回答件数とその活用方法について、お答えください。

3点目に、追加接種の趣旨とその効果についてどのように認識されておられるのか、お答えください。

4点目に、3回目の接種は個別接種と聞いておりますが、接種率は維持できるのか、また、かかりつけ医を持たない市民への対応に問題はないのか、お聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2番目、コロナワクチン接種についての1点目、市のワクチン接種率の最新の数値と和歌山県全体の平均はにつきましては、12歳以上の全体の対象者に係る接種率は、12月12日現在、1回目が83.5%、2回目が82.7%となっております。また、和歌山県全体の平均では、12月12日現在、1回目が82.6%、2回目が81.5%となっております。

続いて2点目、市では、現在、副反応のウェブサイトでのアンケートを実施しているが、直近の回答件数とその活用はにつきましては、アンケートを12月8日で締め切ったところであり、160件の回答が寄せられました。

アンケート結果について、主な項目の上位3位までの内容をご紹介しますと、年

代別では40歳代の回答が46名と一番多く、次に50歳代が40名、その次に30歳代が32名でした。性別については、男性が55名、女性が104名、答えたくないが1名でした。1回目接種後に副反応の症状があった方は63%、101件。症状がなかった方は37%、59件でした。1回目接種後の主な副反応の症状としては、複数の回答を可能としたところ、接種部位の痛み（腫れ、かゆみ含む）が95件、倦怠感・だるさ・疲れなどが40件、頭痛が18件であり、59%の方が接種部位の痛みの症状があったと回答されていました。

次に、2回目接種後に副反応の症状があった方は75%、120件、症状がなかった方は25%、40件でした。2回目接種後の主な副反応の症状としては、接種部位の痛み（腫れ、かゆみ含む）が96件、倦怠感・だるさ・疲れなどが78件、発熱37.5度以上が69件であり、2回目接種後では、発熱の症状があった方が、1回目より58件多く回答されていました。追加接種3回目が実施された場合、接種を希望するかにつきましては、希望するが70%、111名、分からないが26%、42名、希望しないが4%、7名でした。

活用方法としましては、アンケート結果を通して、市民の皆様にはワクチン接種の影響を認識していただくよう、昨日からウェブサイトで公表しているところです。接種をためらっている方々が、このアンケート結果を参考にして、接種を検討する一助となればと考えております。

続いて3点目、追加接種の趣旨とその効果についてどのように認識しているのかにつきましては、厚生労働省の情報によりますと、日本で接種が進められているワクチンは高い発症予防効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されていますが、感染予防効果等は、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが様々な研究成果等から示唆されています。

このため、厚生労働省の審議会でも議論された結果、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、海外の状況やワクチンの効果の持続時間の知見を踏まえ、2回目の接種完了から原則8か月以上経過した方に、追加接種を実施することとされました。追加接種の効果につきましては、低下した感染予防効果や重症化予防効果等を高める効果があることが、臨床試験や様々な疫学研究等で報告されています。

例えば、ファイザー社のワクチン接種後の情報を集めた研究では、追加接種した場合における入院予防効果は93%、重症化予防効果は92%、死亡に対する予防効果は81%であったと報告されています。さらに、60歳以上で追加接種を受けた場合には、追加接種を受けなかった場合と比較して、感染例の発生率が11.3分の1、重症

例の発生率が19.5分の1であったとの報告もあります。

また、米国FDA（食品医薬品局）にモデルナ社が申請した資料によると、追加接種から28日後の中和抗体値は、2回目接種から28日以後の中和抗体値の1.76倍であったとの結果が報告されています。

市としましても、これらの状況から、追加接種の重要性を認識し、円滑に実施できるように努めてまいります。

続いて4点目、3回目の接種は個別接種と聞いているが、接種率を維持できるのか、かかりつけ医を持たない市民への対応に問題はないかにつきましては、個別接種協力医療機関は、岩出市内に33か所あり、接種率の維持に支障がないものと考えております。また、かかりつけ医のない方でも接種券に同封する案内文書に接種実施の医療機関の一覧表を掲載しており、選んでいただくことができます。ほとんどの医療機関では、かかりつけでなくても接種可能となっておりますので、希望者が接種できる体制は整っていると考えております。

なお、モデルナ社のワクチンの供給が今後増えていく見込みであり、過去の職域接種の経験を踏まえ、集団接種も視野に入れ、検討してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今もご答弁で部長からあったんですけども、今回、集団接種も考えていくと、こういうご回答を得たんですが、今回のワクチンの配分につきましては、いろんな報道によりますと、ファイザー6に対して、モデルナが4というふうな報道がされておりますが、当然、昨年、集団で打たれた方はファイザーが全員やと思いますので、当然、ファイザーを希望される方が多いと、このように思うんですけども、モデルナ社のワクチンがかなりの量が来るといふ、その活用について1点お聞きいたします。

2点目といたしまして、追加接種は2回目接種後、原則として8か月経過ということにされておるんですが、欧米、韓国では、かなり前倒しの動きが出ております。もし日本でも前倒しの動きが出た場合に、市の対応はどうされるのか、お聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 梅田議員の再質問についてお答えいたします。

モデルナ社のワクチンが配分されたらどう活用するのかにつきましては、モデル

ナ社のワクチンにつきましては、昨夜、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の医薬品第二部会におきまして、追加接種3回目のワクチンとして使用することが了承されました。近々正式に薬事承認されることとなっており、これによりまして、2回目までファイザーを接種していた方に3回目はモデルナを使用する交互接種が進むこととなります。

モデルナ社のワクチンは、和歌山県の計画では、初回（1回目、2回目）の接種時より多くの割合が配分される見込みです。ワクチンの有効活用のためには、初回の際以上にモデルナ社のワクチンを接種する必要があります。

一方、岩出市では、これまで職域接種でモデルナ社のワクチンを使用したのみであり、大部分の方にファイザー社のワクチンを接種しています。多くの方が追加接種でファイザー社のワクチンを希望されることが予想されることから、市民の皆様にもモデルナ社のワクチンについてもご理解いただくことが必要となります。

市としましては、これらの現状を踏まえ、今後、関係機関とも協議し、モデルナ社のワクチンに係る適切な接種方法を検討してまいります。

それから、2点目の追加接種、3回目は2回目接種後、原則として8か月経過後とされていますが、前倒しの動きが出ていますということで、その対応はどうかということですが、追加接種の前倒しにつきましては、様々な報道がなされておりますが、現時点では、国から前倒しを求める通達は来ておりません。したがって、市では、当初の予定どおり、初回接種から8か月経過後に追加接種を実施してまいります。

なお、前倒しにつきましては、国からのワクチン供給が増えることを前提に、通達に基づき、前倒しの接種体制の構築に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1点だけお聞きいたします。

先ほど部長のほうから、集団接種も視野に入れると、こういう話があったんですが、もし集団接種を始めるという時期ですね、大体いつ頃というのを想定されているのでしょうか、1点だけお聞きします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 集団接種につきましては、今後、那賀医師会の岩出班の先生方とも協議していく段階になっているんですけども、先生の派遣の了解等が得られま

したら、予定としては、大体3月ぐらいから行いたいというふうに考えております。

○福山議長 これでは、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、一般家庭ごみの収集についてと、渋滞緩和と歩行者の安全についてです。まず1番目の一般家庭ごみの収集について、お伺いをいたします。

日頃よりごみの減量化や資源の有効活用を促進するなど、環境に意識した取組で持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいただいております。昨今、各地のごみステーションに放置されたごみの袋を見かけることが少なくありません。特に資源ごみの袋です。2月より地域を回らせていただき、最初の段階で相談を受けたのが収集されていない資源ごみの件でした。ある地域の方は、誰のごみか分からないが、放置されていることが気になり、自身で開封し、ルールに従った分別を行い、次回の収集日に出し直すことを行っておりました。最近では、新型コロナウイルス感染防止のため、そういったことも続けることができず、何回かクリーンセンターに直接搬入しておりました。

市の提案で、不法投棄防止のプレートを設置することで、若干は効果が出てきているということです。また、ある自治会長さんは、収集されていない袋を持って1軒1軒自治会を訪問し、丁寧に出し方の説明を行って来ております。このように出し方のルールを理解し、誠実に対応してくださる方もいらっしゃる中、誤った出し方の方もおられます。原因は幾つかあるかと思うんですが、悪意を持ってのことではないと思います。例えば、市外から転居で分別方法が分からないというのも1つかと思います。

そこで1つ目の質問です。令和2年度以降、岩出市外から転入世帯はどれぐらいあるのか。

2つ目として、ごみステーションに残された資源ごみで収集されないごみの現状は、市内全域でどのようなものなのか。先日もあるご婦人から、収集されていないごみ袋があったとのことで相談を受けました。そのときにどのような出し方をすればクリーンセンターの方たちは作業しやすいのか、細かな説明があればいいのにと

ということでしたので、私、市のホームページを見ました。ごみの分別冊子「ごみの分け方・出し方」ということで、詳しく掲載されておりましたので、印刷してお渡ししましたところ、すごく喜んでいただき、ご近所の方に知らせますとのことでした。

コロナ禍の中、地域の責任者とはいえ、他人の出したごみの分別をしなければならない。放っておけばいつまでも収集されないまま放置しておかなければならないということで、環境にも衛生的にもよくないと思います。各家庭へのごみの出し方の周知方法として、様々試みをしていただいていることとお聞きしております。それなりの効果も出ているのかなというふうに思いますが、今後、市として収集されないごみをなくす手だてはどのようにされるのか、お伺いします。

また、先ほどお話しました市のホームページに掲載されているごみの分別冊子ですが、非常に優れておりました。この冊子の全世帯への配布の考えはないのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 大上議員の1番目の1点目、令和2年度以降に転入した世帯はどれだけかについて、お答えします。

令和2年4月1日から令和3年11月30日までに転入した世帯数は1,689世帯となっております。なお、転入者に対しては、生活環境課窓口において、ごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」により、お住まいになる地域の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集日や資源ごみの分け方・出し方などの説明を行い、適正に排出されるよう努めているところです。

次に、2点目の資源ごみで収集されないごみの現状はについて、お答えします。

資源ごみで収集されないごみの現状につきましては、1枚の市指定資源ごみ袋にその他のプラスチックとペットボトルなど、複数の資源ごみが混在しているケースや可燃ごみや粗大ごみが混在しているケースなどであり、この場合、「中身が分別できていません」や、「種分けされていません」などのシールを貼付し、集積所に残していきます。また、収集日当日の午前8時を過ぎてから出す、いわゆる「後出し」やごみ集積所利用者以外の者が捨てるなど、様々な事情により集積所に残されているのが現状です。

次に、3点目の収集されないごみをなくす手だてはについて、お答えします。

様々な理由により、収集されないごみがあり、地域の方々に防止策に取り組まれ

ていることは承知しており、市としても相談があった場合、現場の状況確認を行い、状況に応じた助言、指導あるいは注意喚起の看板作成などを行い、不適正排出の削減に取り組んでいるところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

今後の対策といたしましては、一人でも多くの市民の方々に正しいごみの出し方をご理解いただけるように、本年11月からウェブサイトの市公式Y o u T u b eチャンネルを利用した動画配信や市役所正面玄関に設置しているデジタルサイネージに動画の掲載を開始し、啓発の充実に取り組んだところです。

いずれにしましても、ごみ収集は市民生活に直結する事業となりますので、令和2年、3年度は、コロナ禍により見合わせております「排出された家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会」や、ご家庭でご理解いただくように、今年度も実施しました市内各小学校の4年生を対象とした環境出前授業についても内容を工夫し、継続して取り組んでまいります。

次に、4点目のごみ分別冊子の全世帯への配布の考えはについて、お答えします。

ごみ分別冊子は、平成20年12月に新岩出クリーンセンターが稼働することに伴い、正しいごみの分別を実践していただくため、ごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」を策定し、全戸配布いたしました。配布後は、廃棄物処理法の改正時などに一部改訂を行い、転入者への配布や実態調査見学会をはじめ、市文化祭や市民ふれあいまつりなど、市行事等で配布を行っています。また、区自治会長や地域の代表者から要望があれば、随時配布するとともに、市ウェブサイトにおいても同じ内容のものを掲載しております。

なお、平成28年度には、ごみ分別冊子を1枚にまとめた概要版、分別チラシを作成し、全世帯配布しております。ごみの出し方・分け方を市民にご理解いただく上で、分別冊子の役割は重要と考えていますので、まずは分別チラシの全世帯配布を考えております。また、市ウェブサイトにおいて、ごみ収集に関する内容を充実させ、市民への周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ごみ分別冊子の概要版の分別チラシの全世帯配布ということでご答弁いただきました。これだけでは全てが解決というふうには思いませんが、今後また区自治会長とか、また代表者のご協力の下、市当局が市民の美化意識の向上を図るとともに、ごみの減量化、また再資源化に向けて啓発、推進活動の取組、また強化のほう期待いたしております。これに対しての答弁は必要ございません。

以上で終わります。

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 2番目の質問、渋滞緩和と歩行者の安全についてです。

これまで国道、県道などの広域幹線道路を軸に、東西に6路線、南北に5路線と、主要幹線道路網の整備により、非常にコンパクトなまちの中に交通の大動脈となる主要な幹線道路が整備されております。中でも泉佐野岩出線につながる新岩出橋の開通は、朝夕の渋滞も解消され、通勤時の住民にとっては大変喜ばしいことと思います。また、京奈和道路の開通により、近隣他府県へのアクセスもよくなりました。現在も道路拡幅による歩道設置や交差点の改良など、自動車を利用するドライバーだけでなく、歩行者などの安全を確保するなどの道路整備に取り組んでいただいております。

そこで1点目、今後の主要幹線道路及び生活道路の整備計画はについて、お伺いします。

2点目として、幹線道路の整備が進む中、立ち並ぶ商業施設も多くなってまいりました。特に野上野清水線には、大型スーパーだけでも4軒と非常に多く立ち並び、夕方、土・日には多くの買物客でにぎわっております。その南北の交通量に伴い、山西国分線、通称農免道路に交わる川尻東交差点から東進南折れする右折車線が非常に短く、農免道路が渋滞になり、生活道路からの車両が農免道路に入るのにかなり時間がかかるそうです。その農免道路から右折車線の拡張はできないのか。

また、3点目に、野上野清水線の交通量に伴い、川尻東交差点南に位置する社会福祉法人和歌山つくし会付近の交差点を利用する歩行者や自転車のための信号機の設置の考えはないのか。この場所は随分以前から危険であるとされている場所ですが、中央小学校が開校し、通学路から外れてしまったので、危険箇所ではないとの判断でしょうか。今年9月に通学時間でない夕方、当市の小学生が犠牲となる痛ましい事故がございました。通学路ではないが、学校区が同じのため、通学时以外での使用頻度もあり、緩やかな曲線道にもなっていることから、交通量が以前に増して多くなっていることと含めて、危険箇所と思うのですが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 大上議員ご質問の2番目、渋滞緩和と歩行者の安全についての1点

目、今後の主要幹線道路及び生活道路の整備計画はについて、お答えいたします。

まず、主要幹線道路についてですが、これまで国道24号及び県道粉河川加太線などの広域幹線道路を軸に、市道相谷中島線、市道野上野清水線、市道安上中島線、市道根来安上線など、市内を南北に走る主要幹線道路の整備を進め、市内道路網の形成に取り組んでまいりました。平成31年3月の県道泉佐野岩出線の4車線化完了により、市内の主要幹線道路の整備計画はおおむね完了となります。

現在は、生活道路の環状化事業として、生活道路が入り組み、日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時の車両通行の円滑化、安全な通学路の確保を目的として、県道小豆島岩出線と県道泉佐野岩出線を結ぶ市道金屋荊本線の整備を市の重点事業として位置づけ、取り組んでいます。このほか直近につきまして、西野・備前地区の市道西野備前2号線は令和3年3月に、北大池地区の市道北大池6号線は令和3年9月に、それぞれ供用開始しています。

今後も生活の機能向上はもちろん災害や緊急時の安全で安心を確保するため、道路環状化対策に取り組んでまいります。

次に2点目、川尻東交差点東進南折れ右折車線の拡張はについて、お答えいたします。

本市では、道路を安全で安心して通行できるよう幹線道路への歩道設置や交差点改良など、交通安全対策の整備充実に取り組んでいます。市道山西国分線、通称農免道路では、歩道整備計画に基づく歩道設置と、これに合わせて主要な交差点の改良を行い、歩行者の安全対策や交差点の渋滞緩和対策に取り組んでまいりました。

議員ご質問の川尻東交差点につきましても、主要交差点として位置づけ、歩道、右折車線の設置の整備を計画していましたが、隣接店舗や共同住宅の駐車区画に十分な余裕がなく、経営に支障が出るとのことで、用地協力が得られず、交差点西側の東進南折れ右折車線の拡張を断念せざるを得ませんでした。今後も状況の変化が見込まれないと想定されることから、拡張につきましては非常に困難と考えております。

なお、一部用地協力が得られた交差点東側につきましては、西進車線を1.5メートル拡張し、西進北折れ右折ポケットを設置しています。

次に3点目、川尻東交差点南側の交差点に信号機をについて、お答えいたします。

岩出警察署に確認したところ、信号機設置につきましては、交通量及び交通事故の発生状況の調査を行っていくとの回答を得ております。

なお、議員ご質問のとおり、この交差点につきましては、緩やかな曲線道路とな

っており、交通量も多いことから、市としましても危険な交差点であるとは認識しています。そのため横断歩道の手前で通行車両に注意喚起を促すため、カラー舗装や減速マーク、歩行者注意の路面表示を設置するなど、道路管理者としてできる対策は可能な限り行っています。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 川尻東交差点南側の交差点への信号設置について、岩出警察署より前向きな回答を得たとのことご答弁をいただきました。地域の皆様にとっては、かねてからの要望でしたので、実現すれば歩行者や自転車利用者にとって、交通事故防止対策につながるかと思えます。

2点目の質問で、右折車線の拡張についてですが、用地の確保ができず拡張は困難とございましたが、例えば、時差信号であったりとか、右折矢印信号の設置というのは考えられないのでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

これまでも同様の要望があり、岩出警察署に確認したところ、時差式信号機については、基本的に四差路交差点では危険であるため設置しない。また、右折矢印信号については、右折レーンがあれば設置可能であるとの回答を得てございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

今回は団地内道路の市道認定についてと、コロナワクチン接種事業について、そして地域防災力向上に係る取組についてお伺いいたします。なお、コロナワクチン接種事業については、さきに梅田議員がご質問されておりますので、重なる部分もあると思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

まず、1番目の団地内道路の市道認定についてです。NHKの夕方の報道番組「ギョギョっと和歌山」というのがあるんですけど、今週は岩出市のことが放送されると聞きましたので、興味深く見ました。

月曜日は、岩出市の魅力的なところとして、魅力的なお店がたくさんあることや都会へのアクセスのよさ、また自然が豊かなところ等が取り上げられておりました。そして火曜日は、岩出市の課題として、線引きがなく、これまで無秩序に宅地開発がされてきたことや生活道路が狭く危険な箇所がある、そして免許返納等をされた高齢者の移動が不便であるというふうなことが上げられておりました。

私は、今から40年ほど前に仕事の関係で、他府県から那賀郡打田町に転入してきました。当時、隣町でありました岩出町に対しましては、立派な広い道路が通っているけど、飲食店が少なく、ガソリンスタンドとパチンコ店が目立つなという印象を持ったのを覚えております。

その立派な広い道路も備前の辺りで行き止まりの状況でした。その頃、岩出町では、盛んに田畑や山林が宅地造成、開発され、あちこちに団地ができ、そして道路が建設されていったと思われまます。

和歌山市の隣に位置し、山を越えると大阪にも近いということで、夢の一戸建てマイホームを求め、多くの人に移り住んでこられました。岩出市の総人口の推移は、国勢調査によりますと、私がこちらのほうに越してきました1980年には2万4,000人台だったのが、5年後の1985年には2万8,000人台になり、また5年後、1990年には3万2,000人、3万人台になりました。そして、それから5年後、1995年には4万人台になり、2000年には4万8,000人、2005年には5万人台と、どんどん右肩上がり増加しております。

私が和歌山県に転入してきた40年前に比べますと、岩出市の人口は2倍以上に増えております。団地ができ40年も過ぎると、道路も家屋も劣化が進んでまいります。家屋の場合は、各自でメンテナンスやリフォームが行えますが、道路については自治会の力だけではなかなか管理や修繕は難しいのが現状です。道路にくぼみや亀裂が入った場合は、市から補修の材料が提供されるので、それにくぼみを埋めたりしながらしのいでいます。

岩出市山田のグリーンハイツも団地ができて四、五十年たっております。道路は段差や亀裂が入っておりますが、市から支給される現物支給の材料で応急処置をしている状態です。

土木課では、道路の危険、異常箇所の通報のお願いとして、市道等での事故防止

のため積極的に危険箇所の解消に取り組んでおります。下記事項に該当するような箇所があればご連絡をお願いしますと発出されております。しかしながら、山田グリーンハイツ内の道路は私道であります。市道ではないため、土木課による危険箇所の解消に取り組むことができないということです。

そこで1点目、山田グリーンハイツの道路が市道認定できない原因をお聞かせください。

2点目として、その原因を取り除くため、市で何か手助けができないのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の1番目、団地内道路の市道認定についての1点目、山田グリーンハイツの道路が市道認定できない原因はについてお答えいたします。

ご質問にある分譲住宅地は、昭和50年頃から数回に分けて複数の事業者により分譲されてきた開発地で、その個々の道路敷地の現在の登記状況としましては、道路として分筆され、当時の開発事業者の法人名や関係者の個人名で残っているもの、また分譲された土地と一緒に買主に所有権移転され、個人名の道路として残っているものなど、様々でございます。

また、これらに加えて、抵当権、地役権などの所有権以外の権利の登記がされている土地や国土調査により筆界未定の土地もあり、なおかつその登記名義人や抵当権者などが法人の解散、個人の死亡による相続の開始など、複雑多岐にわたっています。

市道認定に当たりましては、岩出市市道認定要綱に基づき、その要件の1つとして、道路の敷地及び構造物に関する権限を無償で取得できることが必要となります。そのため道路敷地の所有者及び利害関係人において、先ほど申し上げた権利関係の状況を整理することが大変困難となっており、岩出市への寄附手続ができなかったために所有権移転することができず、これまで市道認定がなされていなかったものです。

次に2点目、原因を取り除くため市で何か手助けできないのかについて、お答えいたします。

市に移管を受けて市道認定を行うには、まず地域にお住まいの利害関係人が主となり、さきにお答えした問題を解決していただく必要があります。これに関して、法令や手続に関するご相談、司法書士、弁護士等、代理人への状況説明、市への所

有権移転に必要な登記関係書類の作成などをお手伝いすることができます。

一方、市への移管、市道認定に至らない場合であっても、自治会で修繕を行っていただく場合のコンクリートやアスファルト等の原材料支給制度もございます。

なお、現在、岩出市では、平成20年以降、岩出市開発事業に関する条例に基づき、市内で行う開発行為等により築造された道路は全て市に帰属され、基本的に市道認定しており、このような問題の未然防止に努めているところでございます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えしていただきましたように、市道認定に至るためには、大変複雑多岐にわたる状況、まるで絡み合った糸を一本一本解きほぐしていくような努力で、地役権や抵当権の利害関係の状況等、整理が必要ということです。それと、あと何とか私道を市道にということで、いろいろと動いておられる方が、その問題ともう一つ、道路の分筆上の所有者が不明ということで、市への有権移転の同意が取れないという、そういう問題もハードルとしてあるんだというふうに聞いております。この所有者不明土地の円滑化に関する特別措置法というものが施行されましたが、これによって問題解決を図ることができないのかをお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部次長。

○今井事業部次長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法におきましては、その土地の公共事業における収用手続の合理化・円滑化や地域福利増進事業の創設に関する特別の措置等が規定されており、円滑化は図られるものと思われませんが、その対象となる所有者不明土地とは、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地」と定義されており、一通りの調査等の労力は必要でございます。したがって、法施行により一挙に問題解決が図られるものではございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 続きまして、コロナワクチン接種事業についてお伺いいたします。

新型コロナの感染状況につきましては、最近、やや収束ぎみになり、3密を避けるなど、基本的な予防対策を行いながら、少しずつ平常時に近づいているような気がいたします。

このまま収束することを願うばかりではありませんが、新たに感染力の強いオミクロン株が、南アフリカからアメリカ、ヨーロッパをはじめ、多くの国で感染者が出ているということです。政府におきましては、水際対策として外国人の入国を制限しておりますが、既に国内でも感染者が出ており、予断を許さない状況です。

このオミクロン株にはワクチン3回目の接種で高い効果を発揮するとされております。岩出市総合保健福祉センターにおける集団接種は10月30日をもって終了し、11月からは個別接種に移行したということですが、集団接種に当たっては、職員の皆様も多数ご協力をいただき、大変ご苦労さまでございました。

そこで1点目として、岩出市民の接種率はどうかであったのかについてお聞きいたします。

次に2点目、ワクチン接種に伴う副反応についてどのような副反応が出ているのか、また、その中でも重篤な副反応があったのかをお聞かせください。

最後に3点目ですが、2回にわたるワクチン接種事業は、職員さんにとっても初めてのことでしたので、いろいろと問題点もあったことと思います。そういった問題点を解消して、3回目の接種に生かし、効率的・効果的なワクチン接種を進めていただきたいと思います。どういったことを3回目にかかすのか、ご答弁お願いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2番目、コロナワクチン接種事業についての1点目、岩出市民の接種率につきましては、先ほどの梅田議員の質問にお答えしたとおりですが、12歳以上の全体の対象者に係る接種率は、12月12日現在、1回目が83.5%、2回目が82.7%となっております。

続いて2点目、副反応の状況はどうか、また重篤な副反応はなかったのかにつきましては、市の集団接種において何らかの症状により救護室で対応したケースでは、対応人数延べ126人中、複数の症状を示された方がいらっしゃいましたが、主な症状としては、しびれ、痛み、違和感の方が25名、目まい、ふらつき等の方が19名、胸痛、胸部不快感、動悸等の方が19名、息苦しさの方が18名、体調不良の方が17名

見受けられました。

また、市に対して副反応の相談が4件ございました。そのうちの1件の方が予防接種救済制度を利用し、申請されましたが、現在は体調も戻っている状態です。その他の方につきましても、現在のところ死亡や重度障害に至るような重篤な副反応の報告、相談等はございません。

続いて3点目、2回の接種経験を踏まえ、3回目に生かせることはにつきまして、予約時の混乱を避けるため、3回目の個別接種の予約では、電話予約だけではなく、インターネット予約も可能としており、幅広い年齢層の方が円滑に接種予約できるよう取り組んでおります。

また、個別接種では、これまでの経験を生かすとともに、かかりつけ医を選択できることやかかりつけ医がいない方でもお近くの医療機関を選択していただくことで円滑なワクチン接種を推し進めてまいります。

ただし、今後のワクチン供給においては、先ほども申し上げましたとおり、昨夜開かれました厚生労働省の専門部会において、3回目の使用が了承されたモデルナ社のワクチンの増加が見込まれることから、過去の職域接種の経験を踏まえ、集団接種も選択肢として接種方法を検討してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 このワクチン接種では、副反応による健康被害、病気になったり、障害が残ったりするようなことが極めてまれではありますが、避けることができないことから、救済制度が設けられております。新型コロナワクチンの接種についても健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

この副反応によって健康被害を受けた方は、市町村に救済請求を行います。市町村は調査委員会で調査を行い、都道府県に報告するという流れになっておりますが、この調査委員会ではどのようなことを調査するのかをお聞きいたします。

次に、これまでに国内では一部の医療機関でワクチンの保管状況にミスがあり、ワクチンを廃棄するというふうになったことがあるという事例がありました。このワクチンの種類によって保管方法が異なるということも聞いております。ミスがないように万全の体制が望まれますが、工夫についてお答えください。

そして最後に、医療機関への配送はどのようにして行うかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にお答えします。

まず、1点目の調査会はどのようなことを調査するのかにつきましては、今回は新型コロナワクチン接種後の副反応により、医療機関を受診した際に支払った医療費を払戻ししてほしいという本人からの申出があったため、医療機関を受診した原因がワクチン接種による健康被害に該当するかどうかを5名の委員で調査し、その結果を和歌山県を通じて国に報告いたしました。

続きまして2点目、ワクチンの保管や配送方法につきましては、国から供給されたワクチンは、県を通じて、月1回のペースで市の総合保健福祉センターに送られ、ディープフリーザー、超低温冷凍庫で、ファイザー社のワクチンについてはマイナス70度、武田・モデルナ社のワクチンについてはマイナス20度で安全に保管されます。また、そこから接種予定数に応じ、原則として、毎週木曜日、配送業者により各医療機関に届けられます。

ディープフリーザーから取り出した後、ファイザー社、モデルナ社のワクチンとも2度から8度で1か月保存可能なことから、医療機関では冷蔵庫で保管しております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目は、地域防災力向上に係る取組についてお伺いいたします。

本年、私は、和歌山県主催の「紀の国防災人づくり塾」を受講いたしました。3日間にわたり様々な研修を受けたんですが、その中で、激甚化・頻発化する自然災害から命を守るためには、減災を目指す地域防災力向上の重要性というものを強く感じました。万一の事態に対する備えは、自分で身を守る自助、地域や近隣で協力し合う共助、行政による公助のこの3つが一体となって機能してこそ、大きな効果があるとされています。

各地域には自主防災組織がありますが、活動内容は地域によって温度差があります。せっかくなつく自主防災組織が生かされるような工夫が必要です。気象や防災の専門家の支援による住民の防災意識の向上や危険箇所の把握、また地域の実情に応じた防災訓練等が望まれます。

そこでお伺いいたします。1点目として、気象庁及び気象台による地域防災に対

する支援メニューはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

2点目として、市と和歌山地方気象台との連携状況についてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員、3番目のご質問、地域防災力向上の取組についての1点目及び2点目について、一括してお答えいたします。

気象庁及び和歌山地方気象台による地域防災に貢献するための取組としまして、平常時は台風をはじめとする防災気象情報の提供、地域防災訓練や自主防災組織等の研修において実施する防災気象講話への講師派遣、自治体職員向けの防災気象研修等を実施いただいております。

また、和歌山地方気象台に地域ごとの担当チーム「あなたの町の予報官」を編成し、平時から本市と緊密な連携関係を構築するとともに、気象防災ワークショップの実施など、市に寄り添った支援を行っていただいております。

緊急時には、JETT（気象庁防災対応支援チーム）を派遣するとともに、気象台長と市長とのホットラインを実施し、避難情報の迅速な発令、検討、判断や伝達等ができるよう双方が緊密に連携し、より充実した予報、警報等や助言などを迅速に提供いただいております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 気象庁では、気象台OBやOGなどから成る気象防災アドバイザーの拡充が進められております。気象の専門知識を持つ気象防災アドバイザーの活動内容は、平時は住民を対象とした気象講演会の実施や防災マニュアル等の作成や改善の支援、防災訓練への協力など、また大雨等の防災対応時には地域における今後の気象状況の見通し等、詳細に、いつ、どこで、どれぐらい降るかなどについて解説をしたり、河川の水位等について解説をしたり、また防災気象情報の読み解き力を向上させるための講義の実施などを行っております。

この気象の専門知識を持つ気象防災アドバイザーを活用した研修や防災訓練への参加を実施する考えについて、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員の再質問にお答えします。

気象防災アドバイザーは、国土交通省より委嘱された各地域の気象に精通する気

象台OB、OG等で、和歌山气象台には、現在5名の方が登録されています。

議員のご質問にもありましたように、気象防災アドバイザーは、平時は自治体職員や住民を対象とした防災イベント等の講師として活動します。一方、災害時には今後の気象の見通し等の詳細な解説や指導等を行います。

現時点で、市において気象防災アドバイザーの派遣実績はございませんが、今後、各訓練における講師派遣など、研究、検討を行ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (12時05分)

再開 (13時15分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番目、12番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 12番、三栖です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問をいたします。

2点について問題提起しますが、いずれも実際に大変なご苦勞をされた、または今も不安を抱えていらっしゃる保護者の方々からお話を伺い、気づかされた課題です。

1つ目、障害のある児童の通所・相談支援事業所一覧について、お一人で悩み、大変なストレスを抱えてようやくたどり着いた療育支援機関につながる第一歩の市役所窓口、そこでもらった事業所一覧には、事業所名、所在地、連絡先しか記載されておらず、ウェブで事前に一生懸命調べた子供に受けさせてあげたいプログラムや専門的療育がどの施設で受けられるのか、1件ずつ確認しなければ分からない状況に愕然としたそうです。そうしたストレスや過度な手間を少しでも解消するために質問いたします。

1点目、市のウェブサイトで支援事業所一覧が簡単に閲覧できない状況の改善。

2点目、紙資料の一覧は、事業所名、所在地、連絡先しか記載されておらず、ニ

ーズに合った事業所を判断するためには、多くの事業所への確認が必要。一覧に事業所ごとの特徴を加筆することはできないのか。また、より詳しく各事業所の内容をお知らせするため、事業所紹介パンフレットを取りまとめ、ウェブで閲覧、ダウンロードできるようにできないのか。

以上です。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 三栖議員のご質問の1番目、障害のある児童の通所・相談支援事業所一覧についてお答えいたします。

ご質問の1点目、ウェブで簡単に閲覧できない状況の改善につきましては、障害福祉サービス事業所等は県が指定しておりますので、事業所一覧は県が作成し、ウェブにアップしています。一覧には、事業所名、所在地、電話番号、定員、設置主体、指定年月日が記載されております。

一覧表のため、簡単に多くの事業所情報を見ることができますが、詳しい情報はなく、また更新が年1回のため、最新情報というわけではありません。この一覧のほか、事業所情報はワムネットでも閲覧することができます。ワムネットとは、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健、医療の総合情報サイトで、掲載されている情報は県で指定を受けている事業所が情報を入力し、県に申請して公表されるものです。

公表されている内容は、事業所名や所在地、連絡先だけでなく、営業時間や職員体制、送迎の有無など、サービスの内容、利用料等などの項目があります。また、ワムネットの更新も原則年1回であります。新しくできた事業所の情報などは随時更新されます。ただし、ワムネットを閲覧する場合、地域やサービスの種類で検索するため、近隣の事業所など、ピンポイントに絞って閲覧する場合には有効だと思いますが、多くの事業所の中から自分のニーズに合った事業所を探したい場合は、展開ページが多く、相当の時間を有すると思われれます。

ウェブで簡単に閲覧できない状況の改善につきましては、事業所ごとの特徴を加筆した一覧や事業所紹介パンフレットなどがあれば分かりやすいところではありますが、市が独自にそういった事業所一覧を作成していないのは、障害福祉サービス事業所の指定は県であり、市に最新情報や事業所の詳細情報が即座に入りづらい点やパンフレット等を作成しても、ここ数年、障害福祉サービス事業所は、新しい事業所が次々にできており、最新情報で維持することが困難などの理由からであります。

続いて2点目、一覧に事業所ごとの特徴を加筆したり、別途事業所紹介パンフレットを閲覧できるようにできないのかにつきましては、障害児者の計画作成や相談の総合窓口である岩出市障害児者相談・支援センターに現状について尋ねたところ、センターでも事業所一覧を使用し、詳細については、それぞれの事業所から収集したパンフレットなどで説明しているとのことで、特徴を加筆した一覧があれば大変便利であるとのことでした。

現在、那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、本市と各事業所、紀の川市など、関係機関が連携を図り、情報共有や障害児者に係る地域課題の検討等を行っておりますので、ご質問の障害のある児童の通所・相談支援事業所一覧については、どのような実施内容や方法がよいか、自立支援協議会のこども部会に所属する事業所等とまずは相談したいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 例えば、岩出市放課後等デイサービスでウェブ検索すると、2ページ目によく岩出市新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービスの取扱いについてというお知らせ、それより少し後に、和歌山県の障害児入所施設（児童福祉法第42条）という難しい名前のpdf、これが先ほどからお話に出ている、くだんの県が出している文字ばかりで15ページにわたる一覧です。

これでは市の担当の方々が高い志で真剣に向き合ってくださいといっても、岩出市は障害福祉サービスに力を入れているとは思われてしまいかねません。ぜひとも検索にもかかりやすい形で、様々なサービスが手軽に入手できる環境を整えていただきたい。

一覧については、事業所情報のほかに、特徴の分かる備考欄をつけていただくだけでもかなり分かりやすくなると思います。その際、事業所から情報をもらって、市で打ち込むのでは作業量が増えてしまいますので、定型フォーマットに基本情報と備考を打ち込んで提出してもらえば、コピー・アンド・ペーストするだけで済むので、ぜひとも事業所も巻き込んで、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

パンフレットについては、カラー、紙質など、体裁は関係ありません。さらに言えば、スマホの普及率が、20代から40代で9割超の時代、印刷したパンフレットすら不要かと思います。必要な方にはプリントアウトしてお渡しすればいいだけの話ですから。また、膨大な業務量をこなす市の担当の方々に作ってくださいとは申し

ません。定型フォーマットを各事業所に配布し、入力の上、pdf化して提出してもらえば、表紙と目次だけ作ってすぐウェブにアップできます。

新規参入が頻繁ですが、こういった仕組みをつくっておけば、pdfファイルのページを追加するだけで更新も簡単に済みます。費用を抑え、少ない労力で、最善でなくても結構です。すぐできることに、とにかく着手していただければと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問についてお答えいたします。

障害児のサービス事業所一覧については、岩出市内だけでなく、那賀圏域にある事業所を閲覧できるものの作成が望ましいと考えています。その場合、岩出市内の事業所だけでなく、紀の川市や紀の川市内の事業所とも調整が必要な内容となってしまう。インターネットでの検索については、見出しや本文に検索ワードがあれば向上しやすいため、ウェブサイトへの掲載方法及びパンフレット作成も含め、まずはこういった内容や方法がよいか、関係機関と相談していきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 2つ目、公立保育所での視覚支援の導入状況。こちらもお子様の発達を願い、早期療育、早期支援を望んで、ご自身で様々な情報収集をなさっている別々の公立保育所に子供を通わせる2人の保護者からお話を伺い、気づかされた課題です。

たったこれだけの言葉ぐらい分かるだろう、繰り返し言えば覚えるだろう、大人たちはそう思うかもしれませんが、発達障害のお子さんは言葉での理解が難しいですし、発達障害でなくても、小さいお子さんは、言葉を聞く、言葉の意味が分かる、記憶する、行動する、そういった一連の行動がまだまだ難しい場合も多いです。また、言葉の理解度も子供それぞれで違います。

確かに何度も言われて繰り返しれば、流れを覚えてできるようになるかもしれませんが、毎回言う大人も言われる子供もストレスです。そして何より、子供の自分で

できたという体験が少なくなります。言われてできたと自分でできたは大きく違います。自分でできたという体験は、自己肯定感を高めるためにも、自立の面でも、とても大切だと感じています。

絵カードや写真、具体物などを使用する視覚的支援を活用することで、誰にとっても分かりやすい、行動しやすい保育所になる可能性が大きいと考えています。

そこで質問です。1点目、保育現場で視覚支援の重要性をどう捉えているか。

2点目、導入状況について、導入事例を含め具体的に。

3点目、視覚支援の状況、運用、効果などをどの程度保護者と共有しているか。

4点目、就学に際しての引継ぎは。

以上です。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 2番目の1点目、視覚支援の重要性をどう捉えているかについて、昨今、保育現場では発達に課題のある子供に関し、集団生活や一斉指導時における支援方法への悩み、また保護者対応など、様々な課題があります。そのような状況下で、保育現場において視覚支援を取り入れることは、発達に課題のある子供が置かれている分かりにくい世界を分かりやすい世界に変えることができ、発達に課題があるなしにかかわらず、子供たちに分かりやすく伝えることができる支援方法として有効であると認識しており、日々の保育にも取り入れています。

次に2点目、視覚支援の導入事例ですが、1日の保育所でのスケジュールを視覚化し、場面ごとに、現在していること、やり終えたことを視覚的に伝え、ロッカーや靴箱などに、子供別にマークを決めてシールを貼って目印にしたり、表情の絵カードを使ってコミュニケーションを取るなどの視覚支援を取り入れています。

また、職員については、毎年、特別な支援が必要な子供を支援するための研修会への参加や園内研修の実施、市の発達相談時に相談員から個々の特性に合わせた支援方法を教えてもらうなど、質の向上に努めているほか、職員間の共有事項として、絵カードを使う際は、必ず言葉をかけながら使うこと、的確に情報を伝えること、禁止カードより褒めるカードを多く用いることなど、子供のできることを増やしてあげ、成長につなげることを心がけております。

3点目、保護者との情報共有については、発達に課題のある子供で、保育所と療育支援施設を併用している子供の保護者などは療育支援施設で利用している視覚支援教材を保育所でも利用してほしいということで、直接教材を持ってこられること

もありますので、できる限り保護者の希望に添える形で取り入れています。発達に課題のある子供の保護者は、保育現場に対しての不安も多いので、保護者の気持ちに寄り添い、今後も支援していきたいと考えております。

4点目の就学に際しての引継ぎですが、保育所保育指針の中で、保育所在所中の子供の成長記録等を児童要録という形で、入学する小学校に引き継ぐように義務づけられています。また、特に発達に課題があるなどの支援が必要な子供の場合については、小学校入学後の生活の変化に対応できるように、入学前に保育所と小学校とで十分協議を行い、円滑な接続に努めております。

○福山議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 膨大な業務量の保育士の皆様が研修会に参加されたり、園内研修をしてくださったり、また恐らく手づくりで視覚支援ツールをつくり活用して下さっていることにとっても感謝をしています。障害のあるお子さんや大人と関わりを持つようになって痛感するのは、早期発見、早期療育、早期支援の大切さです。

発達障害に対する理解不足から、他者に叱られることが多かったり、できないことを叱咤激励で頑張らされるなどの過剰なストレスやトラウマから対人恐怖、脅迫症状、不安障害、ひきこもりや不登校、自傷行為等の二次障害を起こす可能性が高くなります。

普通、当たり前、ほかの子はできるのにとという言葉をかけられて自信をなくしてしまうお子さんは多いと思います。自己肯定感が低くなると、新しいことに前向きに取り組めなくなったり、何をするにもネガティブになり、その子のよさまで押し潰すことにもなりかねません。自分でできたという体験を積み重ね、自己肯定感を高める取組は、本人のよい部分を伸ばし、二次障害を未然に抑える有効な手だてだと思います。

また、二次障害を防ぐためには、保育所での子供個人へのアプローチだけにかかわらず、家族へのアプローチ、地域へのアプローチ、社会へのアプローチなど、子供を取り巻く様々な方々の連携が必要です。保育所での取組を保護者の方と共有し、またご家庭で取り組まれている支援状況を保育所でも共有することで、子供に対するシームレスな対応が可能になります。

今回、お話を聞かせてくださった保護者の方々も、しっかりした取組に安心してくれると思います。頻繁でなくても構いませんので、ぜひ保護者向け情報発信と情報収集を今まで以上にさせていただけるよう求めておきます。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の保護者向け情報発信と情報収集についてですが、朝夕の送迎時や保育参観、個人懇談など様々な機会を捉えて、保護者から情報を収集し、情報共有していきたいと考えております。

また、保育所便りや新しく導入する保育総合支援システムにより保護者へ情報発信してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

以上で、三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

通告6番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子育て世帯への給付金についてであります。

子育て世帯への臨時特別給付金は、2021年11月に新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として発表されました。政府が発表している「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、子ども・子育て支援の推進、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を総合的に推進する。新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始する。これに加えて、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てに関わる商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とするとしています。

しかしながら、国会では現金かクーポンかで議論がされており、連日報道もされ

る中で、なかなか方向性が決まってきました。直接市民に携わる自治体においては混乱も生じていると思います。状況が日々変化してきた中で、岩出市の対応について質問をいたします。

まず、今後のスケジュールについてお聞きをします。岩出市内の対象者数は何人なのか。また金額、そして支給開始日はいつになるのか、お答えください。

2点目は、児童手当を受給していない高校生、16歳から18歳までの方の対応はどのように行うのか。給付開始時期についてもお答えください。

3点目は、現金5万円の後、残る5万円相当の配布内容についてであります。現金支給ができるのか、クーポンなのかと、政府もなかなか具体的な方向を示してきませんでした。しかも、事務経費約1,200億円のうち5万円の現金給付分が280億円なのに対し、5万円相当のクーポン配布にかかる費用が3倍以上の967億円になることが分かりました。批判が起こっています。

準備の手間も増え、給付も遅くなることから、全額現金を打ち出す自治体が相次いできました。そして、岸田首相も、地方自治体が希望すれば、年内から現金10万円を一括給付にすることを認めると表明いたしました。和歌山県内でも22の市町村が10万円を一括給付するか、もしくは行う方向で検討しております。

私も市民の方にいろいろとお話をさせていただいた中で、市民の皆さんから言われたのは、クーポンでは子育てに関わる商品やサービスの具体的な中身が分からず、使いにくいのではないかと、現金にしてほしいという声、コロナ禍でいろいろな環境の変化もあり我慢を子供たちにさせてきた、子供たちの喜ぶことに使いたいといった声、習い事などの体験をさせてあげたい、コロナ禍で大変な生活になった状況が続いている中、現金だとありがたい、そうした声をたくさん聞いております。

そこで、岩出市の配布内容について、現金かクーポンにするのか、どのような対応を取っていくのかをお聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の3点目、残りの5万円の配布内容について、12月13日の国の予算委員会での岸田首相の発言を受け、事業の趣旨に基づき、早期に給付できるよう現金給付とし、児童手当の仕組みを活用できる対象者には、先行給付と併せて年内に一括10万円を支給することといたしました。また、それ以外の対象者の方には、申請を受け付けた後、速やかに支給してまいります。

1点目と2点目については、担当部長のほうから答弁させます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の1点目、子供1人当たり5万円の現金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付金分のスケジュール及び支給対象数と費用の見込みについてですが、当該事業の対象となる児童はゼロ歳から18歳までの子供で、計8,768人、給付金の費用は対象児童1人当たり10万円を支給するとして、8億7,680万円を見込んでいます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、中学生以下の子供については、児童手当の仕組みを活用することで申請不要とし、予算が確保されることを前提として、12月の28日に振込する予定にしています。また、それ以外の対象者の方には、申請を受け付けた後、速やかに支給していきます。

次に、2点目の高校生への対応はどのように行うのかにつきましては、児童手当の対象外である高校生等につきましては、所得確認を行い、主たる生計維持者を判定するために申請が必要となるため、個別に申請案内通知を送付し、申請を受けた後、該当者への支給を行う予定としております。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 市長のほうから、前半、後半、合わせて10万円を年内に一括することにするということで、市民の皆さんも大変喜ばれると思います。

まず聞きたいのは、事務費ですね、この経費について幾らかかるのかについてお答えをいただきたいと思います。

また、これについては年収ですね、960万円以上の世帯を除きということなんですけど、支給対象者の数というのが岩出市でもいらっしゃるのかどうか、それはどれぐらい対象外が出てくるのでしょうか、この辺についてお聞かせください。

そして、年内に支給予定だとしています。これは国からお金が振り込まれる予定として、年内に10万円を給付するという形になります。ところが、今議会、今、まだ開会されて閉会してないんですけど、補正予算が全く組まれてきませんでした。この10万円、国からお金が来るとしたとしても、10万円を先に岩出市が払わなくてはならないということになると思うんです。

お金、もう既に下りてきていますか。先行の部分については、もちろん国のコロナ対策の予備費を活用してやると言われています。後半の部分については補正を組んで国がやると。同時に、すぐに国がお金をどんと下ろしてきて配るということではなく、岩出市は、先にお金を、現金ですよ、を配ることになると思うんですが、

10万円をどうやって出していくのか。要するに、10万円の出どころはどこになるのか。先行、先に一括で払うにしても。それについて、まず説明を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

今回の案件について、本議会に提出されてなく、補正ではないのかというふうな形かと思えます。今回の18歳以下の子供への10万円の給付については、国の対応、それから方針からして、非常に流動的でした。12月の14日の時点において、いまだ決定されていない状況でありましたので、これらの状況を確定しないことには補正予算として提出あるいは可決していただいたとしても、給付方法によっては予算の組替え、そういうことが必要になってきます。

当議会においては、委員会中心主義という形だと思えますので、時間的な余裕がないことが明らかであると考えております。事業の詳細が決定次第、地方自治法第179条の規定により専決処分を行い、年内に給付に向け事務を進めてまいりたいと考えております。どうかご理解をよろしくお願いいたします。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、事務費についてなんですけども、事務費につきましては、現金給付分で約300万円、クーポン配布分で約2,600万円程度かかると試算しております。

再質問の2点目の所得制限に該当する対象児童ですが、全体の1割程度の約800人と見込んでいます。

失礼しました。すみません。事務費なんですけども、現金給付分で約300万円かかると試算しています。

以上です。クーポンはしませんので、すみません。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、支給外の対象の方については、1割程度、800人ぐらいがいてると聞いています。そもそもこの制度自身が、不公平感があるんじゃないかというふうに言われた制度でも、中身については、あるんです。該当以外の方々について、他の自治体等々では独自の施策として、同じように子供たちに現金給付を行うといったような取組をされている自治体もあります。それについては、担当課の国のほ

うも、別に独自でやる分には問題がないというふうな形でおっしゃっておりました。

岩出市としても、やはり対象外ではなく、対象外になっている方々に対しても、子供たちという形で独自の対策を打てないのか、この点を改めて再々質問でお聞かせください。

そして、先ほどの議会の関係でございます。10万円給付の問題というのは、岩出市だけの問題でなく、全国の自治体で同じように混乱が起きました。この混乱を生じさせている政府の責任というのは、非常に重いと私は思っています。

もちろん執行部の皆さんも直接どうなるのかという、早く決めてくれというたくさんの方々の皆さん思われたと思うんです。そうした中でも、いろんな自治体が変わって、これ議会にちゃんと提案されているんですよ。例えば、橋本であれば、11月の国が迅速に年内支給をできるように取組を行ってほしいという都道府県に対して通達が下りてきて、その後に自治体に通達が下りていると思うんです。その時点で予算を補正組んで、そのときは議会開かれてなかったから専決でやっています。

残り後半の5万円については、最終日、まだ議会中ですので、提案される予定となっています。みんなこの自治体もいろんな方法があったとしても、議会が開会されているから、きちっと上程しながら補正を組んでやられているところが大半なんです。まだ明日もあるんです。まだ残り1日残っています、議会は。提案なぜしないのかということなんですよ。

10万円、先行の5万円について、予備費で活用するんです。だから出しませんという部分でなくて、それだったら、まだ分かると言ったら変ですけど、予備費なんです、先に当初予算で採決行われているので、それで充用するというんだったらまだしも、国がどうじゃこうじゃと言うけど、先行分5万円は現金でと決まっていたんですよ。その部分さえ、私はなぜ出さないのと。議会の議決を得ずに、このまま執行されるということですか。28日には配ると市長もおっしゃったということは、まだ議会閉会してないんで、まだ作業ございませんよね、執行できませんよね、それに関わる。でも、着々と事務事業は多分進めていると思うんです。

そしたら、議会との関係でいうたらどうなのかと。ほかの自治体にできて、なぜ岩出市が出してこなかったんだろうという疑問が残るわけです。私は、会期が残っています、まだ。先ほど言うたみたいに、委員会主導でやられていると言われました。でもね、急がないといけないという議案に対して、提案ありましたら、これは議会運営委員会でこの扱いをどうするかというのをきっちり議論する場があるんですよ。そこできっちりと。そういうことも考えられるんです、対応としては。

私はちゃんと出すべきではなかったのかという点を執行部に問いたい。どうですか。これは出さぬまま審議しなくて、そのまま執行されるということでしょうか。議会運営委員会で副市長が説明来られたときも、議員のほうから言われたんです。市民にとって早く出さなあかんから。そうなんです。早く出すのであれば、やっぱりちゃんと出してやるべきだと思います。みんな早急にどこの自治体も出てきています。そういうことをぜひしていただきたいなということを考えているんですが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

今回の国の方針を受けて、他の市町村の予算措置の対応等、状況、ご質問いただきました。話としては、追加議案としての状況はどうかと、こういう趣旨かと存じます。

当市議会においては、委員会中心審議を取っておる議会でありますので、会期中に追加として提出する議案については、従来から本議会の委員会付託まで7日前までに議案を送付する、こういう必要があることから、この4回の定例会では11月29日となります。しかし、閣議決定が11月の26日でございます。当市といたしましては、額が確定されていないため、追加議案として上程することを断念いたしました。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再々質問の市独自で所得制限を撤廃することにつきましては、当市では国の交付金を財源として、国の施策に基づき実施する考えであり、国が撤廃しない現状では、当市においても所得制限を撤廃する考えはございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 学校司書配置についてであります。

学校図書館司書配置については、これまでも取り上げてまいりました。読書活動は子供が成長していく上で欠かすことができない重要な役割があります。子どもの読書活動の推進に関する法律の第2条の条文にあるように、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」、市でも法律に基づき、平成20年3月に岩出市子ども読書活動推進計画を策定しています。平成20年から24年を

第1次計画、平成25年から29年を第2次計画、平成30年から令和4年度までの第3次計画となっています。

新たに計画を作成していく上で、検証、評価など、児童生徒、保護者を通じて、調査も行っていくことになると思います。学校図書館司書は、平成26年の9月から市内小学校6校に、平成27年4月からは市内中学校2校に派遣事業が開始されました。各学校に週1回のペースで勤務することになっています。派遣事業が開始され、5年以上が経過しました。第3次読書活動推進計画では、様々な成果が出ているとしています。

そこで、週に1日、学校へ司書が派遣されておりますが、子供たちの変化と効果はどうだったのかについて、お聞きをいたします。

2つ目は、常時配置する考えについてです。子供たちにとって、読書に関心を持ち、また興味が持てるよう学校図書館の開館日数や開館時間数の増加をするためにも、私は、常時学校図書館司書の配置というのは非常に重要ではないかと考えております。ぜひですね、今、週に1日と言っておりますが、やはり子供たちに気軽に図書館を利用し、本を読むという機会をつくっていただくためには、毎日、常時学校にいるということがふさわしいのではないかと、これについてお答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の学校司書の配置についてのご質問に一括してお答えいたします。

平成26年6月27日に公布されました学校図書館法の一部を改正する法律により、学校図書館の運営の改善、向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする自主的な取組から努力義務化とされました。

本市では、この法改正直後の平成26年9月より小学校6校に、平成27年4月からは中学校2校を含む8校に、週1回、学校司書を配置してございます。

学校司書は、岩出図書館と学校の教職員と連携しながら、学校図書館の環境整備、読み聞かせやブックトーク、アニメーションの実施など、児童生徒の読書学習支援、教職員の読書学習活動支援を行っております。

議員ご質問の子供たちの変化と効果ですが、読みたい本が増えた、あるいは調べ物がしやすいという意見が多くなり、図書の時間がもっと欲しいという声も出てき

ております。

また、図書委員や読書クラブなどの活動も活発になってきております。ふだん岩出図書館で勤務している司書が学校へ派遣されることで、学校と岩出図書館の連携がより緊密になり、平成27年度から岩出図書館が開催しております中高生ビブリオバトル岩出市大会への中学生の参加や、平成29年度からは小中学生対象とした「図書館を使った調べる学習コンクール」岩出市地域コンクールを実施しております。また、岩出図書館で開催している子供向けイベントへの参加者数も年々増加しております。

次に、2点目の常時配置する考えについてですが、現在、年間37回、各学校に配置しており、学校司書の配置人数は、平成26年度当初は5名、平成27年度は6名、令和2年度からは各校専属で8名、と増員してきております。学校図書館法では、学校司書は学校長の指揮の下にというふうになっております。これは学校長が学校図書館の運営等に精通していることが前提となるものでございますが、現実的には厳しいものがございます。

学校図書館の運営には、図書館業務に精通した者が行うことが最適であり、最も効果的、効率的な方法は、岩出図書館司書の知識と経験を学校図書館に反映させることであると思います。

また、運営方針につきましても、岩出図書館の子ども読書活動に係る方針を学校図書館に反映させ、一本化を図ることで、岩出図書館と学校との協同で児童生徒の読書活動の推進が図られ、お互いに相乗効果が生まれ、よい結果につながっているということでございます。

したがいまして、量よりも一貫した方針とシステムの中で、子供たちの読書環境をどのように考え、発展させていくかというのが大切なことと考えております。

今後、子供たちの読書活動、読書環境が発展していく中で、学校司書の増員の可能性については否定はいたしません、当面は現状の方針で対応してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 現状のままということ、ただ一歩前進したのは、常時同じ方が学校のほうに配置、行くということ、私は人が替わるよりも、子供たちのその方との信頼関係だったり、いろんな関係性をつくるためにはすごくいいことだと思うんですが、やはりこの前行われた第3次岩出市子ども読書推進計画の中でのアンケートの

調査、見させていただくと、やっぱり教育長がおっしゃったように、小学校3年生では、図書館司書が来るようになってどう思うのかという問いに、前より行きたくなった、16%、読みたい本が増えた、26%、先ほど言ったように、調べ物がしやすい、14%、図書館の時間がもっと欲しいが24%、何も思わない、18%、その他、2%、80%以上の児童が、そういう気持ちの変化を表しているというのは、非常にここは大きいなと私思っているんです。同じ質問で小学校6年生でも行っていますが、ここでも59%以上の半数の児童が、変化というのが生まれていると。

さらに、私はやっぱり今いろんな研究、課題、研究発表だったりとか、ビブリオとかやっぺらっぺらやって、いろんな取組を行ってくださっているんで、読書に関心というのを引き出そうとしてくださっているんですが、やはりここに注目すると、さらに子供たちが関心を持つためには、こういう変化が生まれているということをもっと日数も多くいけるほうが、子供たちの環境づくりにはいいんじゃないかというふうに考えております。

さらに驚いたことには、保護者の方へのアンケートの中で、学校司書が行くことになってどう思うかについては、いいと答えている人が圧倒的多数で、保護者の皆さんが言ってます。そうした声にも、やっぱり応えることも必要ではないかと。

今後、推進計画は見直しもされると思います。今後、アンケート、また取っつかれるのか、取っていると思うんですが、その中で、こういったところにも注目しながら、検証していきながら、子供たちによりよい読書時間、読書への興味を持つ、そういったものをさらに進めるために、何か対策があるのであれば、今後また考えていかないといけないことがあるのであれば、それを言っていただき、検証についても、どのように行うのかをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の再質問にお答えいたします。

今後、学校図書館の充実度に伴いまして、学校長からの要望に基づいて、その必要性を検討していきたいと思っております。

なお、現在、全国市長会や全国教育長会を通じて、教職員の定数というのがあるんです。その改善に伴う司書教諭の常設設置、専任の司書教諭の配置、このことについても要望しているところでありまして、また、学校司書の配置に係る財政措置についても要望をしているところでございます。

それから、第4次の岩出市子ども読書活動推進計画の策定に向けてということで

ございますが、ここ最近、スマートフォンやタブレット端末、こういったものの普及によりまして、大人も子供もSNSやゲームアプリなど、利用に時間を費やしている傾向にあるということがございます。そういうことで家族間での会話が減ったり、読書する時間がなくなっている現状というのがございます。

今後も岩出図書館における子供の対象イベントや各学校における読書活動を充実させ、子供の目を本に向けさせる活動、これ根気よく強く粘り強く続けていく努力をしていくことが必要と考えております。

特に中学生の読書離れ、これ進んでいるということから、より一層、学校司書と学校が連携し、中学生の読書要求に応え、学校図書館の機能を充実させていく必要があると、このように考えております。

なお、アンケート調査、現在行っているということがございますので、この調査結果を踏まえ、課題を的確に捉えて、改善策を講じてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 次に、3点目は障害者雇用促進対策と障害者優先調達について質問を行います。

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、障害を有する職員の積極的な雇用に関する責務を明確化することや障害者である職員の職業生活における活躍推進に関する取組に関する計画の策定が義務づけられました。障害者雇用促進法第6条では、自治体に以下の責務が定義されております。

まず1つ目は、自ら率先して障害者を雇用すること。2つ目は、障害者の雇用について、事業主、その他国民、一般の理解を高めること。3、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を推進すること。障害を持っている職員がその能力をあまねく発揮できる、また特性に応じた働き方が可能になる社会の実現のため、岩出市でも障害者活躍推進計画が策定されています。

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。市は、これまで2019年度の障害者雇用状況について、法定雇用率達成への適正実施勧告を和歌山労働局から受けております。

岩出市として、現状はどうなっているのか、また障害者雇用について取組はどの

ようにされているのかをまず1つ目にお聞きをしたいと思います。

そして、障害者優先調達推進法は、平成25年4月から施行されました。この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために制定されたものです。

国や地方公共団体は、優先調達方針を策定するとともに、調達実績を公表することが義務づけられております。岩出市でも岩出市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針が策定されております。この調達方針策定の目的にも書かれておりますように、自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。しかし、障害の過程や特性により一般就労が難しい方も多く、また就労工賃も低い、これ現状です。

障害者就労施設等の仕事を確保し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の推進を図る。このような取組を地方自治体が積極的に行うことが工賃の向上への支えにつながると考えます。

令和3年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、令和2年度の実績を上回ることを岩出市として目標とすることとしております。令和2年度実績額が159万16円でした。

令和3年度の優先調達の目標と達成の見込み、そして来年度の目標についてお聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 市来議員3番目のご質問、障害者雇用促進対策の1点目、市役所の取組についてです。

本市では、平成25年度より身体障害者を対象とした職員採用試験を実施してまいりました。本年度は1名を採用し、また会計年度任用職員として1名を採用いたしました。昨年度の職員募集では、対象年齢の上限を47歳まで引上げ、2名採用予定でしたが、合格内定者のうち1名が辞退となりました。

現在の雇用率は2.19%であり、対前年度比0.67%プラスとなりましたが、2.6%の法定雇用率を満たすには、市長部局において1名の不足となっております。

11月19日に身体障害者を対象とした会計年度任用職員採用試験を実施しましたが、採用には至っておりません。

なお、来年1月9日に実施する職員採用試験におきまして、2名の募集を行う予定です。引き続き地方公共団体の責務として、雇用率の達成に向け、障害者を雇用するよう努めてまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2点目、優先調達の目標達成と来年度の目標についてお答えいたします。

市では、障害者優先調達推進法施行に伴い、岩出市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を策定し、優先調達の推進に取り組んでおります。この方針において、調達目標は、毎年、調達実績が前年度の実績額を上回ることであり、令和3年度の優先調達の目標は、令和2年度実績額の159万16円以上とし、令和3年12月10日現在、既に前年度実績額を上回り、目標を達成しております。また、令和4年度につきましても、令和3年度実績額を上回ることを目標としています。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 令和3年3月1日から障害者の雇用の問題については、法定雇用率が変わっております。先ほど部長おっしゃったみたいに、2.5%から2.6%に上がりました。あと1月、来年、2名の雇用を募集をかけるということなんですが、実際にそれでクリアできるという数字ですか。岩出市としては、2.6%の雇用率というのをやろうと思ったら、あと何名を採用しないといけないのか、ちょっとその辺について教えていただきたいと思います。

法定雇用率が達成していないと、労働局などの指導対象となって、不足分については納付金が科せられるというペナルティーが科せられているという部分があるんです。市はそのペナルティーの対象にはならないんでしょうか。雇用率達成していなかった場合の、1人5万円当たり月納付金が科せられる反面、達成してたら、1人当たり月2万7,000円の調整金がもらえると。達成しなければ5万円の納付金があるという、ペナルティーが科かっているんですが、岩出市は達成してませんね、2.19%なんで。そういう場合は、このペナルティーは発生しているのか、これについてお答え願いたいと思います。

優先調達のほうです。障害者の優先調達について、過去5年間の件数と金額、発注した部署、実績が目標達成ができてない年度があれば、その理由も併せてお答え願いたいと思います。また、対象施設数、事業者数はどのくらいあるのか。

最後に、前年度を上回るというのが目標なのですが、実績の評価と課題の分析などというのは、市全体として、それに対して行っているのか、調達に関しては。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 市来議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおりに、現在の雇用率は2.19%ということで、前年比0.67%のプラスにはなっておりますが、2.6%の法定雇用率を満たすには、市長部局において1名の不足となっております。そして、教育委員会では2名の不足となっておりますが、先ほど議員がおっしゃいましたが、ペナルティーとはなりません。

それと、雇用率を達成するための取組としまして、私ども採用試験を実施しても応募者がいないことや合格者の辞退もございまして、雇用率を達成できていない、こういう厳しい状況にあることは認識してございます。

地方公共団体の責務として、法定雇用率の早期達成に向け、障害者の意欲を高め、能力を発揮できる職場づくりに引き続き取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の過去5年間の件数と金額、発注した部署の実績についてですが、実績を申し上げますと、平成28年度は8件、185万4,901円で、税務課、市民課、福祉課、生活環境課、長寿介護課、議会事務局、生涯学習課の7部署、平成29年度は9件、153万1,129円で、税務課、福祉課、生活環境課、長寿介護課、議会事務局、生涯学習課の6部署、平成30年度は10件、245万4,723円で、税務課、市民課、福祉課、生活環境課、長寿介護課、議会事務局、生涯学習課の7部署、令和元年度は10件、247万6,610円で、税務課、市民課、生活支援課、地域福祉課、生活環境課、議会事務局、生涯学習課の7部署、令和2年度は12件、159万16円で、市長公室、総務課、税務課、市民課、生活支援課、地域福祉課、生活環境課、議会事務局、生涯学習課の9部署でございます。

目標を達成できなかった年度は、平成29年度と令和2年度で、要因として、平成29年度については、平成28年度をもって老人いこいの家（根来山荘）の事業終了により、除草、植栽管理業務がなくなったためであり、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが中止になり、記念品の発注がなかったこ

とによるものです。

また、優先調達の事業者数ですが、那賀圏域で22事業所ございます。この22事業所については地域福祉課のほうで取りまとめて、事業実施をしております。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 市来議員の再質問にお答えします。

この方針の窓口、担当課は地域福祉課のほうとなっておりますので、実績額のほうを取りまとめて、評価のほうもしております。それについては、目標を達成しているかということで、前年度の実績が目標になっているんで、着実に進んでいるかという観点で検証しております。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 優先調達のほうなんですけど、発注できる内容というのは書き上げられているかもしれないんですけど、先ほど過去の状況も聞いたんですけど、目標が前年度を上回るということなんで、例えば、令和3年度の目標というのは159万なんです。なぜかといったら、令和2年度が159万だから。でも、令和2年、実際の目標が247万だったんです。それは何でかといったら、令和元年で247万だから。ただ、コロナの影響があっただけ落ち込んだということになるんですけど、そもそも障害者の就労施設で働く人って収入が物すごい低いんです。

これは本当に大変な状況で、コロナの中でいろんなあらゆる業種だったり、事業所、いろんなところが大変なことになったけど、障害者の雇用、働く方たちも同じように影響を受けているところがあるんですよ、やっぱり。イベントがなくなれば、発注がなくなったりしてね。私思うのは、発注のない中身についても、やっぱりいろんな議論を行いながら発注ができないものかと。

だから、こういうコロナ禍の下では、イベントがなくなったら、一気に発注ができなくなっちゃうというところがあるんですけど、そういう受注に対しては、発注をする部分に対しても、もっと何ができるのか、何かないのか、積極的な取組というのができないのかというのを、やはり優先調達の重要性というのを全体で再認識していただきながら、来年度に生かして取り組んでいただけたらというふうに思っています。

さらなる取組強化に努めていただきたいと考えておりますが、市の考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

発注の中身については、事業所のほうにどういったお仕事が可能かという調査をしております、その回答を庁内で共有するというので、中身について検討しております。

やっぱり庁内の中で共有して、積極的にやっていくということが非常に大事やと思いますので、本市においては、年度当初と次年度の当初予算計上前に、副課長会議において、優先調達の方針とか、あと那賀圏域での対象事業所の一覧というのを作成して、配布するなどの各部署への周知啓発に努めてきています。

今後も引き続き、各部署への周知や障害者就労施設等からの優先調達のさらなる推進に取り組んでまいります。

○福山議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時25分)

再開 (14時40分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭、第一声としまして申し上げさせていただきます。今日のコロナ禍の中、その対策に携わる全ての皆様、心から感謝と敬意を表させていただきたいと思っております。

それでは、議長の許可を得ましたので、子供の人権問題に関する問題について、そして水道事業ビジョンについて、この2つの点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子供の人権に関する問題について、4点お伺いします。

近年、世界中であらゆる分野の人権問題が多発し、報道やネットで飛び交う日々、私たちが人権問題について認識し、学ぶ機会が増えたと思っております。全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利等について平等であると明記され

た世界人権宣言が1948年12月10日に第3回国際連合総会で採択されてから70年以上、世界は何を学んできたのでしょうか。私たちにとっても日本国憲法の三原則の1つである基本的人権の尊重があります。人間は誰でも生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利を基本的人権といい、第11条では、基本的人権が誰からも侵害されない永久の権利として、全ての国民に与えられていることを定められています。

そして、基本的人権には、自由権、平等権、社会権、参政権、請求権などといった権利が含まれています。これらを踏まえ、和歌山県では、11月11日から12月10日を入権を考える強調月間とし、12月4日から1週間を入権週間として様々な入権に関する問題について、理解と関心を深め、入権意識の普及、高揚を図ることを目的に開催されています。

今年で73回を迎え、入権週間で各自治体の対応は様々で、岩出市ではSDGs、持続可能な開発目標と、身近な入権と題して、リーフレットを配布しているとのこと、また、「コロナ禍での心の力」と題して、YouTube岩出市公式チャンネルにて動画配信、3日間のビデオレターミニ上映会などを実施していますが、今年3月に改定した岩出市入権施策基本方針の表題にある全ての人の入権が尊重され、心豊かに住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現に向けた取組として、十分と認識しているのでしょうか。

しかしながら、岩出市の入権施策基本方針の改定版で、市長が述べられているように、依然として、子供や女性、高齢者等に対する入権侵害や虐待など、より対応の強化が求められている課題のほか、近年、SNSなどインターネット上の入権侵害の多様化、性的少数者の入権、さらに新型コロナウイルス感染症に関して、様々な入権問題が顕在化しており、今後も解決に向け、入権教育啓発のより積極的な取組とともに、入権尊重の視点で施策の推進を努めることが求められていますとあります。

私も「解決に向け、入権教育啓発のより積極的な取組」の一文には、積極的に賛同させていただきますので、つらい思いをしている市民の一人一人に行政職員が中心的役割を担いつつ、全ての人の入権が尊重され、誰もが自分らしく生き生きと安心して暮らしていける幸せを享受できる社会の実現を目指していきたいと思ひます。

入権問題には、あらゆる分野で問題定義がありますが、今回は子供の入権に関する問題についてお答えください。

また、今後も入権問題については、きめ細やかに継続し、内容を定義していきたく

いと思っております。

それでは質問ですが、1点目として、岩出市の人権教育啓発のより積極的な取組について、お答えください。

2点目としまして、学校での人権教育・啓発など、どのように推進しているのか、具体的施策についてお答えください。

3点目としまして、現在の相談支援体制は十分と考えているのか、お答えください。

4点目としまして、子供の難病患者の人権を守るため、どのように対応するのか、市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員の子供の人権に関する問題についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、人権教育啓発のより積極的な取組について、本市では市民一人一人が様々な人権課題に対し理解を深め、その解決を自らの問題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす、実践力が高められるよう、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて人権教育啓発の推進に取り組んでおります。この方針を受けて、学校教育では各学校の人権教育全体計画に基づき、教育活動全体を通じて人権についての正しい理解を深め、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を育てております。

2点目の学校での具体的な施策についてであります。各学年の人権教育計画に基づき、年間を通して学習するほか、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導し、早期発見、早期対応に努めております。また、特別の教科、道徳の時間においては、全ての学年で発達段階に応じた教材を活用し、児童生徒が考え、議論する授業を進めております。特に人権を考える強調月間では、各校で工夫を凝らした授業や集会が行われております。

続いて3点目、相談支援体制ですが、学校でのこと、友達のこと、家族のことなどで悩んでいる児童生徒が秘密厳守で相談できる窓口を一覧にした県教育委員会作成のカードも11月末に全児童生徒に配布し、活用方法を周知したところであります。また、各校に1名ずつの8名配置しておりますスクールカウンセラーが、児童生徒、保護者、教職員のいじめや不登校などについての相談を受けております。このほかにも2名のスクールソーシャルワーカーも配置してございます。

最後に、4点目の子供の難病患者の人権についてであります。岩出市立の小中学校に通学する児童生徒の病状や障害については、岩出市教育支援委員会や各校での引継ぎにより情報共有しております。当該児童生徒が通う学校においては、偏見やいじめ事案が起こらないよう、学校全体で人権教育を行い、日々見守りを続けております。

難病患者等の人権を守るために、特に必要なこととしては、病気について正しい知識や理解を深めるための教育、啓発活動であると考えております。本年市議会3月定例会におきまして、市来議員から香害に対するご質問への対応として、健康調査票の改正あるいはリーフレットを作成して、保護者や教職員に配布してございます。

今後もしかなる難病や障害を持った児童生徒が入学したとしても、合理的配慮を提供し、多様な人々が共生できる学校づくりに取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 ご答弁ありがとうございます。

再質問なんですが、子供の人権には、1989年（平成元年）、国連総会において採択された子どもの権利条約があります。我が国においては、1994年（平成6年）に批准しています。批准とは、条約を認めて実行し、そして国の最終の確認、同意の手続という意味です。

この条約には4つの原則があります。1つ目は、命を守られ成長できること。2つ目は、子供にとって最もよいこと。3つ目は、意見を表明し、参加できること。4つ目は、差別のないことなどと、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、子供の最善の利益が優先されるよう社会全体で努力する必要性が明記されています。

この条約を踏まえて、全国の各自治体で子供の権利を守ろうという動きから条例を制定する自治体もあります。このような活動には、岩出市独自の創意工夫と他機関との連携が必要不可欠だと考えます。

そこで再質問ですが、答弁いただいた岩出市のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置実績と過去3年間の相談件数は。また、他機関との連携はどうか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーは、平成24年に3校、平成25年には4校、平成28年には5校に配置されております。その後、適応指導教室にも、兼任ではありますが、配置され、令和元年には7校と適応指導教室も、令和2年からは8校全てと適応指導教室に8名が配置されております。

スクールソーシャルワーカーは、平成27年から中学校を拠点に配置され、現在2名が市内8校を担当してございます。スクールカウンセラーの相談件数ですが、平成30年度1,017件、令和元年度で1,114件、令和2年度1,171件でございます。

スクールソーシャルワーカーの相談件数は、平成30年度498件、令和元年度582件、令和2年度498件でございます。

他機関との連携は、市役所各課との連携はもちろんのこと、公立・私立保育所、こども園、幼稚園、児童発達支援センター、和歌山子ども・女性・障害者相談センター、和歌山児童家庭支援センターきずな、つくし医療センター、那賀振興局保健部、民生委員・児童委員など、多岐にわたってございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2番目の水道事業ビジョンについて、3点ご質問させていただきます。

2021年10月3日、15時45分頃、和歌山市で大事件が起きました。紀の川にかかる長さ約550メートルの六十谷水管橋の中央径間が崩落し、和歌山市北部の約6万世帯、13万8,000人が断水状態になった件であります。その件をニュースで見たとき、驚きと、前から言われている全国で進む水道インフラの老朽化問題が頭をよぎりました。

こうした事態は、岩出市にも起こり得ることなのか疑問に思うのと、市民の方から心配に思われる方がいたことで、現状の岩出市の水道問題について、幾つか質問しなければならぬと思いました。

岩出市には、2016年（平成28年）3月策定された岩出市水道事業ビジョンがあります。その中には、これまで実施した成果と結果の集約が記載されているのと、これからの方針と具体的な施策が示されていると思います。

そこで質問ですが、1点目としまして、岩出市水道事業ビジョンの基本理念であ

る持続に関する岩出市のアセットマネジメントとは何か、お答えください。

2点目は、基本理念である安全に関する水安全計画の策定とは何か、お答えください。

3点目、基本的理念である強靱に関する耐震対策とは何か、答弁願います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 尾和議員ご質問の2番目、水道事業ビジョンについての1点目、基本理念、持続に関する岩出市のアセットマネジメントとはについてお答えいたします。

水道事業におけるアセットマネジメントとは、持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全般にわたって、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指します。このアセットマネジメントの導入により、水道施設及び管路の資産状況を整理評価し、水道事業全般における更新計画を作成し、持続可能な水道事業の実現を図っています。

次に2点目、基本理念、安全に関する水安全計画の作成とはについてお答えいたします。

本市では、安全でおいしい水の供給を目標として、水質管理体制を強化するため、岩出市水安全計画を策定しております。水源から給水栓に至るまでの過程において、水質に関するリスクの監視方法や施設運営上の対応などを取りまとめ、水質管理等を計画的に行うことにより、水質の安全性を確保しております。

次に3点目、基本理念、強靱に関する耐震対策とはについてお答えいたします。

本市では、老朽施設の耐震対策を効率的かつ効果的に実施するために、水道施設の整備時期や重要度等により、優先順位を定めて、主として公共下水道事業に伴う上水道管移設工事による配水管の更新や基幹管路である送水管の更新を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、最後に2つの再質問を行います。

1つ目は、水安全計画に関連して、水道管の老朽化による水質の悪化等への対応はどのように行っているのか。

2つ目は、強靱における課題として、災害対策はどのように定めていますか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 再質問の1点目についてお答えいたします。

古い鑄鉄管では、内面にコーティングされた物質が剥離し、夾雑物が発生することがあります。洗管作業を行っても解消できない場合には、布設替えにより対応することになります。令和元年度では、新設プールの北側市道で実施し、令和2年度では山崎北こども園前市道、本年度では国道24号西国分地内で実施しております。

再質問の2点目についてお答えいたします。

本市では、水道施設危機管理対策マニュアルを策定しております。応急給水につきましては、災害発生による断水状況を調査して、応急給水体制応援依頼の規模等を設定し、水道施設の稼働状況、配水池における飲料水の確保状況等を踏まえ、運搬給水、拠点給水、仮設配管の設置等、適切な給水方式を採用して実施することとしております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告8番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により通告に基づき一般質問を行います。

今期議会では、デジタル化における岩出市の対応について、プレミアム商品券の実施について、一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目のデジタル化における岩出市の対応についてであります。2021年9月1日、デジタル庁が発足いたしました。菅前首相の看板政策であるデジタル改革の柱の1つです。このデジタル改革は、行政保有のデータを企業に開放し、もうけのネタとして企業の利益につなげるための改革です。

この間、安倍・菅内閣は、データ利活用を成長戦略と位置づけ、利活用しやすい仕組みづくりを進めてきました。国、自治体が保有する個人情報や公権力を行使して取得するものであり、申請、届出に伴い、義務として提出されるもので、企業が保有する顧客情報とは比べものにならない多岐にわたる膨大な情報量です。

これを利活用するには、行政のデジタル化が必要であり、個人情報まで官業の開

放の対象にしようというものです。匿名加工していると言い訳したところで、個人情報を守る責務を放棄し、本人同意なく、目的外に流用し、企業のもうけのために外部提供することが行政の仕事と言えるでしょうか。

第2次安倍政権以降に、オープンデータ、ビッグデータの活用の促進を掲げ、データ利活用が進められてきました。2015年には民間事業者を対象とした個人情報保護法を改定し、特定の個人を容易に識別することができないものに加工しているという言い分で、本人同意を得ずに、販売も含んだ外部提供できる匿名加工情報制度を設けました。

2016年には、国の行政機関、国立大学、国立研究機関といった独立行政法人を対象とした行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法においても、特定の個人を識別できないように加工した非識別加工情報制度も設けられました。このほかにも官民データ活用推進基本法が2016年、匿名加工医療情報法、次世代医療基盤法というものが2017年にでき、個人情報保護法では、個人に関わる機微な情報として厳格な扱いとなっている医療情報を匿名加工し、外部提供できる特例制度も設けています。2020年には個人情報保護法を改定し、匿名加工情報よりも加工水準が低い仮名加工情報制度も導入しています。

幾ら特定の個人が識別できないように加工したものだと言い訳したところで、プライバシーに関わる情報を本人の知らぬ間に、行政から民間へデータ提供するのが非識別加工情報制度です。デジタル化により便利になる部分もあるでしょう。しかし、今年の通常国会で審議されたデジタル改革関連法は、プライバシー権の侵害、利益誘導、官民癒着の拡大、行政の住民サービスの後退、国民に負担増と給付削減を押しつけるマイナンバー制度の拡大といった多くの問題があるものです。

行政にデジタル化を生かすことで、行政手続の迅速・簡便化が図られ、住民の選択肢を増やすことはいいことです。しかし、今回のデジタル改革では、自治体に及ぼす影響があり、住民へのサービスが低下しかねない問題があります。

1つは、対面サービスの後退につながるという問題です。実際にデジタル化を口実に窓口の減少、紙手続の取りやめ、対面サービスを後退させる事例が相次いでいます。群馬県前橋市では、移動困難者の方にタクシー利用を補助するマイタク制度があり、高齢者が多く利用していますが、来年4月から紙を廃止して、マイナンバーカード利用者しか認めないとしました。コンビニで住民票発行が可能になったからと、東京都北区では区民事務所7分室を撤廃、練馬区でも11出張所を廃止しています。

2つ目に、減免や免除といった自治体独自の施策を抑制するという問題です。今回のデジタル改革関連法では、全ての自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけています。また、政府は全ての自治体の基幹業務システムを25年度までにデジタル庁が統括、管理するガバメントクラウドに移行することを目指しています。

現に、複数の自治体が共同でシステムを利用する自治体クラウドで、国が仕様変更を認めないことが問題となっています。富山県上市町では、議員からの3人目の子供の国保税免除や65歳以上の重度障害者の医療費窓口負担免除の提案に対して、町長が自治体クラウドを採用しているため、町独自の減免はカスタマイズできないと答弁し、提案を拒否することも起きてきています。自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えず、住民サービスが後退しかねません。まさに地方自治の侵害です。

3つ目は、自治体リストラの懸念です。総務省は、半分の職員でも担うべき機能が発揮されるスマート自治体への転換を目指すと打ち出しています。総務省幹部は、デジタル化で無人窓口も実現可能ではないかと主張しています。総合的な住民サービスを後退させることになる職員削減をも進めようともしているのです。

今述べた観点の上に立って、以下5つの点で質問をいたします。

1点目は、デジタル庁設置による中央集権体制の強化が進められていますが、政府のデジタル化をどのように受け止めているのか。

2点目として、個人情報保護を体制が求められますが、市としての非識別加工情報制度で提供される記載内容はどういうものなのか。

3点目として、匿名加工制度の創設がされましたが、民間への情報提供の際、匿名化の作業はどう対応されるのか。外部委託することも考えているのかどうか。

4点目として、マイナンバーカード発行時にメリット・デメリットはどう市民に伝えているのか。

5点目として、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニで交付されるサービスが進んできていますが、岩出市としての対応はどう考えているのか、お聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員、1番目のご質問、デジタル化における岩出市の対応についての1点目です。

新型コロナウイルス感染症が情報流通や社会のデジタル化の進展に大きな影響を与えている状況の中で、国はデジタル庁を設置し、全ての人にデジタルの恩恵を受けられる機会を与える、誰一人取り残さないデジタル化の推進を進めているところです。

本市としましても、令和3年3月に情報通信技術や社会情勢に対応した情報化施策を推進するため、第4次岩出市情報化推進計画を策定し、市民の立場に立った行政サービスの向上や全ての市民がICTの恩恵を享受できる社会の実現を目指し、市民サービスの向上や業務効率化を計画的に進めているところです。

2点目についてです。近年の情報通信技術の進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集、分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ、個人の行動、状態等に関するデータの利活用を適切に促進することが官民を通じた重要な課題となっている中、国においては、個人情報をもとに特定の個人が識別できないよう、また復元できないように加工する非識別加工情報の制度が導入されました。

なお、岩出市では、非識別加工情報の制度を導入していないため、提供されるものはございません。

3点目についてです。令和5年春に施行予定の改正後の個人情報保護法に基づく地方公共団体の匿名加工制度の匿名化の作業については、データから氏名など個人情報に関する情報の削除や生年月日を年までにするなど、特定の個人が識別できないように加工するものであり、制度導入により直ちに外部委託するものではなく、基本は市の職員で作業するものと考えております。

また、都道府県政令指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、当分の間、匿名加工情報の民間への提供は義務づけられていませんので、現時点においては制度を導入する予定はございませんが、他の自治体の状況を注視してまいります。

次に、4点目のマイナンバーカード発行時にメリット・デメリットはどう市民に伝えているのかについてです。

マイナンバーカード交付時、マイナンバーカードのメリットとしまして、本人確認書類として利用できること、マイナンバーを証明する書類として利用できること、国税の電子申告等での利用が可能であること、健康保険証として利用できること、対象の方へマイナポイントの利用申込みができることを説明するとともに、利用案内等の関係書類をお渡ししております。

また、マイナンバーカードの発行自体にデメリットはございません。

情報漏えい等のリスクを懸念される市民の方へは、カードには税や年金関係情報など、プライバシー性の高い個人情報記録されていないことなど、カードの安全性についてご理解いただけるよう説明しております。

続いて5点目、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニで交付されるサービスが進んできているが、岩出市の対応はについてです。

令和3年6月議会におきまして、大上議員の一般質問に答弁させていただきましたが、本市のマイナンバーカード所持率、証明書の発行実績、システム導入維持経費、コンビニへの委託手数料等から試算したところ、証明書1通当たりの発行に数千円の発行手数料が見込まれること等から、現段階では導入を見送っている状況です。今後、本市のマイナンバーカードの交付状況と他自治体の導入状況を踏まえ、研究してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 デジタル改革関連法の審議の中で、行政機関等の非識別加工情報制度の実態が明らかになりました。民間事業所から利用したい提案を募集する際に、行政機関等がどのようなデータを持っているかという個人情報ファイルを公表します。個人情報ファイルの中には、横田基地騒音訴訟の原告情報や国立大学生の授業料免除に関する情報などが含まれています。全国の国立大学法人では、受験生の入試の点数や内申点数等の情報、授業料免除に関する情報には、母子・父子家庭か障害者のいる世帯か、生活保護世帯か、被爆者がいるか、長期療養者がいるかといった情報も民間へ提供するメニューの中に含まれていました。

実際に外部提供された中には、住宅ローンを扱う住宅金融支援機構から民間事業者のSBIネット銀行へ住宅ローンの情報が提供されていた例があります。約118万人分のこの情報には、性別、年齢、職業、勤続年数、年収、住宅取得以外の借入残高、郵便番号、家族構成など23項目が含まれていました。幾ら匿名の加工がしてあるといっても、他の情報と組み合わせれば判別される可能性もあり、このような情報を企業の利益のために提供しているのです。

非識別加工情報制度では、情報提供の本人同意が必要ないばかりか、提供された事実を本人に通知もしません。自分の情報が個人情報ファイルに記載され情報提供となっていることも、ほとんどの国民が知らず、私の情報は提供対象から外してほしいと要求しても、本人から自らの個人情報の利用の停止や削除について請求でき

る規定はないと、当時の平井卓也デジタル改革担当大臣が認めています。全国共通のルールを設定した上で、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容すると、当時の平井大臣が答弁をしています。国からの共通ルールの通達は岩出市に来ているのか、お聞きをします。

2点目に、外部委託をする場合には、情報漏れの対応策、こういうものも求められます。しかし、市職員が担当したとしても、先ほどの答弁の中では、先ほど読ませていただいたいろいろなこういう情報というものが本当に含まれないのか。先ほどの答弁の中では、生年月日云々ということも言われましたけれども、この辺のところの実際に市が、この情報を加工するという内容、中身、改めてどういったものを行っていくのかという点、再度、項目も含めて、どのようなものを行っていくのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

それとコンビニ交付については、現実にはマイナンバーカード所持者から市に対して、いつ頃から実施する予定か聞いたんですけども、分かりませんという返事だったとのことです。実際に、先ほどの答弁では、導入は見送っているというようなことを言われました。そして実際には、実施していく上には、1件当たり数千円もかかると言われていましたけれども、本当に数千円もかかるようなものなのでしょうか。現実的には、先ほど言われた数千円かかると言われるその根拠というものがどういうものなのか、改めてお聞きをしたいと思います。

現実的には、庁舎内のシステムの変更ということで可能ではないかと考えるところもあるわけなんですけれども、実際には、そういった庁舎内のシステムの改修費用というものが、現実には幾らぐらいかかるのかという点も含めて、数千円かかると言われた点を含めて、改めてこういうことをやっていくことについて、幾らぐらいかかるのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今現時点では導入は見送っているということなんですけれども、こういうことを行っていく点なんかについては、調査等に当たっていく、こういう担当については、今、総務部長がお答えいただいたんですが、現場のそういう市民課というところが、そういうことを調査したり研究していくのか、それとも、今、総務部長答えられたんですが、総務が直接、そういう点も含めて考えていくのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員の再質問にお答えします。

国から通達が来ているのかということをございましたが、通達のほうはまだ来てごさいません。今後の予定につきましては、国の情報提供や他市の対応状況を見ながら検討してまいります。

なお、法律の施行は公布から2年以内の政令で定める日とされており、国のスケジュール案では令和5年春頃となっております。ただし、都道府県、政令指定都市以外の地方公共団体については、法施行後も、当分の間、匿名加工情報の提供については、任意となっております。

そして、外部委託することもあるのかということをございましたが、国の個人情報保護委員会事務局より提供された事務対応ガイドには、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、委託も考えられるものとされており、どのような場合が想定されるのか、引き続き国からの情報提供に注視してまいります。ただ、基本的には職員での対応と考えてございます。

そして、提供する情報にはどのような情報が含まれているのか、個人情報などはあるのではないかという話をございましたが、特定の個人が識別できないような情報、例えば、氏名を削除、生年月日の場合は年のみに加工する、または削除する。住所は地区で示す、または削除する。そういったことになっているようです。

そして、コンビニ交付サービスの導入について、実際に幾ら本当にかかるのかというご質問ございましたが、マイナンバーカードでの住民票、印鑑証明書1通当たりの発行経費としまして、これはマイナンバーカードの所持率にも影響してくるんですが、令和3年11月末現在のマイナンバーカードの所持率は、本市におきましては34.2%となっております。

そして、コンビニ導入運営経費としまして、約1,600万円ぐらいの経費がかかると見込まれております。それを1通当たりの発行経費で割った場合に、およそ1通当たり、発行の利用率にも関わってくるんですが、30%ぐらいの方が利用するとすれば、1通当たり発行経費が3,450円、50%ぐらいの方が利用するとすれば2,112円というふうな試算が出ております。

そして最後に、どういう形であれば導入していくのか、そして部署についてはということをございますが、部署につきましては市民課での対応と考えてございます。あとは先ほどの答弁繰り返しとなりますが、今後の国の動向、本市のマイナンバーカードの交付状況、他自治体の導入状況等を踏まえ、研究してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　ここにある民間事業所から来年2月に車検が切れますよと、こういうはがきがつい最近届きました。私は、車検については個人の事業所に毎回頼んでいます。この届けられた関係のはがきの事業所との関係では、カードはつくっていますけれども、直接車検の関係というようなものはありません。これも匿名加工制度を利用した情報だと思えます。要するに、企業は定期的に情報を得ていなければ、このようなことはできないわけです。岩出市の場合、人口の移動というものが非常に多い、こういうような状況の中で、情報提供というものはどれぐらいの間隔で取りまとめていくのか、半年ごとに行うのか、年に1回程度で行うのか、市の考え方、これについてお聞きをしたいと思えます。

それと2点目に、こういう匿名加工制度、岩出市は実際には、先ほど、令和5年の春、こういうようなことも言われたと思うんですが、こういう匿名加工制度、これについてはいつから対応を取っていくのか、この点をお聞きしたいと思えます。

そして、再質問でも聞いたんですが、現実には岩出市が提供される、そういう情報の中身というのがもうひとつやっぱりよく分からないんですね。先ほども言いましたけれども、年齢なんかの生年月日ですか、そういう部分とかというのは省略していくんだということも言われました。しかし、現実には提供される中身、これが実際には名前は別にしたとしても、生年月日以外のそういう部分なんかは、あとどんな情報を市として取りまとめて提供していくのか。この辺のどこ改めて、こういう項目をまとめていくんだと、その中身について、改めてさらなる詳細、これを求めていきたいと思えます。

そして、既にこういったことなんかも含めて、先ほど国からの部分については、まだ通達はないというようなことを言われていますが、現実には、そういったこういうものを取りまとめなさいと。通達ではない、そういうようなもの、そのもの自身ももう既に来ているのではないのかというふうに感じるところもありますので、その点も併せて、再度お聞きをしたいと思えます。

以上です。

○福山議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

情報について、どんな内容の最新の情報を提供するのかということですが、提供する情報につきましては、匿名加工情報を必要とする側の求める内容によってきます。

そして、提供する情報にはどのような内容が含まれているのか。先ほど答弁しましたが、氏名削除とか、ちょっと分かりにくいという話があったんですが、まだはっきり決まっているわけではございませんが、活用事例としまして、例えば、飼っているペットの情報、ペットの畜犬登録ファイルというファイルの活用事例としまして、そのファイルに記載の個人情報としましては、飼い主の氏名、住所、電話番号、犬の所在地、犬の種類、特徴、犬の名前、性別、犬の年月日、鑑札番号等が情報として登録されるというふうに、活用事例としては載っております。

あと、その考え方としましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、やはり都道府県、政令都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、当分の間、匿名加工情報の民間への提供は義務づけられてはおりませんので、現時点においては、制度を導入する予定はございませんが、他の自治体の状況を注視してまいります。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 今、総務部長が答弁させていただきましたが、個人情報としましては、先ほど総務部長が答弁させていただいた中身なんですけども、この中から飼い主の氏名、電話番号、住所、ここは削除される、または住所につきましては町等の単位までになるというようなことでございます。そして、あと、増田議員おっしゃいました民間からののがき、これにつきましては、ちょっと民間のことなので私どもでは答弁は差し控えさせていただきます。

1通の発行の経費、これにつきましてはですけども、少し先ほど総務部長答弁させていただいたんですけれども、細かく言わせてもらいますと、クラウドサービスの導入、これにつきましては約780万と運営負担金として272万8,000円、委託手数料としまして43万9,335円、これは117円に交付枚数を掛けてございます。クラウド利用料として198万、合わせて1,295万7,335円となります。それで先ほど申し上げたような発行枚数で割りますと、3,450円という数字が出ます。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 2番目の質問は、岩出市の商品券実施の点で質問を行います。

新型コロナ禍における経済対策として、岩出市は昨年度にプレミアム商品券の取組が行われてきました。昨年度、実施をしてきたプレミアム商品券の販売に関して、いろいろな改善を求める声も届けられましたが、市としてどのような改善や今後

生かす教訓を得てきたのか、検証と効果はどのように見ているのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

2点目として、今年度も新型コロナ禍が続く中で、プレミアム商品券の取組も行われてきました。11月17日に追加施策として、プレミアム商品券の販売も行われましたが、思った以上に多くの人が集まり混乱が生じたと、中には怒号を浴びせる人や多くの人がいるため買うのを諦めたという方もおられます。1,000人以上の方が押し寄せて、総合体育館の駐車場に入るのにも車の列が続き、整理券の発行もされたが、自分より後の人が先に購入していた、おかしいのではないのかと。また並んでいた人は3密を避ける対策も必要だと感じたが、押し合い状態のようだったと。先着順というやり方は改善すべきではないのかなどの声も届いています。文句も言いたいけれども、誰に言ってよいのか、話を聞いてもらって少しはスッキリしたと、私と話をされた方がおられました。

私は今回のこのプレミアム商品券の取組の中では、昨年度に引き続き、教訓とするべき課題が幾つもあったのではないかと感じています。市としてどのような教訓を学んだのか、反省するべき点はどのようなものがあったのか、今後に生かす点などはどのように取りまとめられているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、現在も新型コロナ禍において、新しいオミクロンという新種が生まれ、その対応が政府としても問われています。同時に、この点では岩出市としても対応が求められているのではないかと思います。

岩出市として、引き続き市独自のプレミアム商品券構想というのはいないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、プレミアム商品券の実施についての1点目、プレミアム商品券の実施における検証と効果をどのように見ているのかについて、お答えいたします。

令和2年度実施したプレミアム付商品券事業は、予定した商品券3億円分が完売し、購入者数は延べで4,329人、商品券が使用された店舗数は139店舗となるなど、市内商工事業者での消費が進み、地域経済の活性化を図ることができたと考えています。しかしながら、短期間での事業実施となったことから、周知期間が短く、市民の方々から購入できなかったなどのお声もいただいております。

次に2点目、今年度実施したプレミアム商品券事業における3密回避や混雑緩和

などの計画、反省と改善点は今後どう生かしていくのかについて、お答えいたします。

本年度のプレミアム商品券事業実施に当たっては、前年度の経験を生かし、商品券の発行総額を5億円に増額した上、早期から広く周知を図るため、市広報、市及び商工会ウェブサイト、新聞折り込みや地方情報誌などの活用、また、加盟店でのSNSを利用した広報の実施など、多くの方に購入していただくように努めました。また、一次販売では、前回同様に事前予約制とし、予約申込者に対する商品券の販売日を分散させることで、3密回避や混雑緩和を図りました。二次販売では、販売会場として岩出市民総合体育館アリーナを活用することにより、天候影響を受けずに混雑緩和が図れるようにいたしました。

このような対策は果たしたところではございますが、苦情につきましては、個々のご希望に全てお応えできるものではございませんので、少数のご意見もいただいております。前年度、今年度の経験やいただいたご意見については、今後の機会に活用していきたいと思っております。

次に3点目、さらなる市民への追加対策として商品券構想の実施はについて、お答えいたします。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、国から新たな経済対策として施策が講じられる場合においては、本市においても積極的に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 11月の追加販売に関して、対応面ですね、これを再度お聞きしたいと思います。

私は直接見ていないんですが、たまたまうちの嫁がその近所を通過して、状況なんかも見えています。その中では、現実にやっぱり1,000人ぐらいおったという、本当に多くの人が出たんだということを聞いています。そういう点で、市として、こういう現状、そういう実態というものについて、市はどのように捉えているのか。現場にどのような感じで、直接そこに市の職員なんかがおられたのかどうかという点。それと総合体育館で行われた中で、それだけの方をやっぱりはいていくという部分については、かなり窓口体制ですね、受付体制なんかも何か所も必要じゃなかったのかなというふうに思うんですが、現実的には販売する窓口ですね、その販売窓口というのは、何か所これを設置されてきていたんでしょうか。

それと、市の職員そのもの自身について、こういうような現状がある中で、商工

会から支援体制というんですか、支援要請というんですかね、そういう部分の点なんかはあったのかどうか、この点もお聞きをしたいと思います。

それと、現実にはこのような混乱を生じたというような部分がある中で、現実には商工会との関係でいろんなあつれきという部分ですかね、こういうものなんかは生じてきていないのか、この点もお聞きをしたいと思います。

それともう1点は、こういったプレミアム商品券の実施をしていくときに、計画内容そのもの自身を全て商工会にお任せをしているという点なのかどうかという点なんです。一定市として、こういう計画ではどうかというような俗に言う原案というんですかね、計画案というものを実際に市が提示をして、そして会議なんかを行っていくのか、それとも商工会そのもの自身が全て一からこういう計画内容というものをつくっている、そういう原案というものもつくっているのかと。そして、実施をしていく中で、調整会議というんですかね、プレミアム商品券構想の会議ということなんかも当然されてくると思うんですが、そういう点では岩出市はどのような関わり方で行っているのか。そういった会議そのものなんかに、市の職員なんかが参加しているのかどうか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部次長。

○今井事業部次長 再質問にお答えいたします。

まず、二次販売における対応ということでございましたが、今年度は二次販売におきまして、購入者が前年度と比べてかなり多くなると。発行額自体が3億円から5億円に増えておりますので、かなり多くなると見込まれましたために、販売会場を商工会館から市民総合体育館のアリーナ大ホール1階のほうに変更いたしました。

二次販売当日は、商品券購入時間を指定した整理券を発行するようにしております。その整理券を持って販売会場内に入らせていただく人数を調整し、混雑の緩和に努めていたところです。また、商品券の販売窓口につきましては、前回3か所であったものを5か所に増やしております。販売に関わるスタッフについても14名から17名に増員して対応しております。

それから、商工会からの支援要請とか市の関わり方ということでございますが、事業といたしましては、商工会が主体となります事業となりまして、市がそれに対して補助を行っているというような形になります。しかしながら、議員おっしゃられたような商工会任せというようなことではございませんで、その内容につきまし

て、例えば、今回、コロナ禍でございますので、混雑緩和でございますとか、広報のやり方でありましてとか、商品券をよりよく前回以上に使っていただくように、今回の事例としては、スタンプラリーというのをやってはどうかというような提案させていただいたりとか、そういう企画の段階から、もちろん関わらせていただいております。

その結果、混乱に対してあつれきはないかという、あつれきどころか、会員さんはお礼していただいているところでございますので、そういったことはございません。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最初にもちよっとかぶるかなとは思いますが、現実的に、今、岩出市民においても、やはり生活の向上、いろんなコロナ禍の中で大変な状況に、やっぱり陥っているわけですね。そういう点でいうたら、市としては、去年、今年とされてきた中で、来年度以降もこういういろんな対応面というのが求められてきているというふうにも思うんですが、来年度以降、市としての対応という点ではどのようなことを考えておられるのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の3点目、さらなる市民への追加対策として、商品券構想の実施はについて、お答えをいたします。

今回及び前回のプレミアム商品券事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ地域経済の活性化のため、岩出市内の事業者を対象として、商工会が主体となって実施する事業に補助を行うもので、国のコロナ対応臨時交付金を活用して実施するものであります。

現在、国では令和3年度補正予算案が審議されており、市民向けとして、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付などのほか、事業者向けには、中堅事業者から個人事業主に至るまで、地域業種を限定しない形で幅広く支援を行う事業復活支援金をはじめ、種々の支援策が計上されています。

一方、和歌山県では、飲食・宿泊・サービス業等支援金、第3期和歌山飲食店応援キャッシュレス普及促進など、地域経済活性化に向けた補正予算が組まれています。このように、国・県においてコロナ対応の支援策が各分野にわたり幅広く導入

される中、岩出市として単独事業としてプレミアム商品券の追加支援については、予定はしておりません。

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

ここで閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る11月30日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりまして、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってきましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、令和4年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、令和3年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時56分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

令和3年12月16日

岩出市議会議長 福山晴美

署名議員 三栖慎太郎

署名議員 市來利恵